

		同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。									
		同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。									
		同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。									
		去る十日次の質問主意書を内閣に転送した。									
		主意書(伊勢崎賢治君提出)(第二八号) アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針転換に関する質問主意書(伊勢崎賢治君提出)(第二九号)									
		去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。									
		予算委員 辞任 石田 昌宏君 補欠 山本 順三君									
		広田 一君 福島みずほ君 蓮 航君 伊勢崎賢治君									
		決算委員 辞任 石田 昌宏君 補欠 山本 順三君									
		福島みずほ君 蓮 航君 伊勢崎賢治君									
		参議院議員石垣のりこ君提出高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたTSMCの経済効果に関する質問に対する答弁書(第二七号)									
		同日内閣から、死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策についての報告を受領した。									
		去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。									
		予算委員 辞任 棚葉賀津也君 補欠 小池 晃君									
		伊藤 孝恵君									
		特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三六号)									
		同日議員から次の質問主意書が提出された。									
		小池 晃君									
		大門実紀史君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三六号)									
		同日議員から次の質問主意書が提出された。									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠 奥田ふみよ君									
		伊藤 孝恵君									
		予算委員 辞任 稲葉賀津也君 補欠									

令和8年1月13日 火曜日 発行 官 報 (号外国会会議録)

環境委員	辞任 磯崎 仁彦君	補欠 吉井 章君	参議院議員福島みずほ君提出存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する答弁書(第三七号)
国家基本政策委員	辞任 後藤 翔太君	補欠 神谷 宗幣君	参議院議員福島みずほ君提出特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問に対する質問に対する答弁書(第三八号)
予算委員	辞任 神谷 宗幣君	補欠 後藤 翔太君	参議院議員山添拓君提出東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問に対する答弁書(第三九号)
	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日内閣を経由して内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(革新的研究開発推進基金)に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会令和六年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員	補欠 かまやち敏君	補欠 鈴木 宗男君	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会令和六年度特定公募型研究開発業務(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
消費者問題に関する特別委員	辞任 上野 通子君	補欠 加田 裕之君	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会	佐々木雅文君	竹谷とし子君	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(革新的研究開発推進基金)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
同日内閣から次の答弁書を受領した。	理事 星 北斗君 (友納理緒君の補欠)	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の海外パビリオンの解体に関する質問に対する答弁書(第三四号)	参議院議員石垣のりこ君提出いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問に対する答弁書(第三四号)	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和六年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。	同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター令和六年度スポーツ振興投票に係る収益の用途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対する答弁書(第三五号)	参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対する答弁書(第三五号)	同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(革新的GX技術創出)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。	同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(革新的GX技術創出)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。	臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。	同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。	同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して厚生労働大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和六年度安定供給確保支援独立行政法人基金(抗菌薬原薬国産化支援基金)に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して農林水産大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して内閣総理大臣及び農林水産大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料経済研究所令和六年度安定供給確保支援法人基金(肥料原料備蓄対策事業基金)に係る業務に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の五第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定半導体基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ティープテック・スタートアップ支援基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して防衛大臣から、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第十八条第九項の規定に基づく公益財団法人防衛基盤整備協会令和六年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

去る二十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員
辯任 加田 裕之君 上野 通子君
補欠

同日議員から次の議案が提出された。
防諜に関する施策の推進に関する法律案(神谷宗幣君外四名発議)（参第四号）
特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外四名発議)（参第五号）
同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを財政金融委員会に付託した。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(第二百一十八回国会衆第一号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問主意書(青木愛君提出)（第四〇号）
オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問主意書(青木愛君提出)（第四一号）
今後の木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤に関する質問主意書(青木愛君提出)（第四二号）
ミヤンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問主意書(伊勢崎賢治君提出)（第四四号）

内閣委員	幹事 吉田 忠智君 (辻元清美君の補欠)	幹事 小沢 雅仁君 (熊谷裕人君の補欠)	幹事 谷合 正明君 (伊藤孝江君の補欠)	幹事 中西 祐介君 (若林洋平君の補欠)
法務委員	辞任 佐藤 啓君 三原じゅん子君	補欠 白井 正一君	補欠 佐藤 啓君 三原じゅん子君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
外交防衛委員	辞任 鈴木 宗男君 若井 敦子君	補欠 加藤 明良君 佐藤 啓君	補欠 加藤 明良君 佐藤 啓君	自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(向山好一君外一名提出)(衆第三号)
経済産業委員	辞任 加藤 正一君	補欠 加藤 明良君 佐藤 啓君	補欠 加藤 明良君 佐藤 啓君	自動車税の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外一名提出)(衆第四号)
国土交通委員	辞任 見坂 明良君 若井 敦子君	補欠 佐藤 啓君 三原じゅん子君	補欠 佐藤 啓君 三原じゅん子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
行政監視委員	辞任 安藤 裕君 梅村みずほ君	補欠 鈴木 宗男君 佐藤 啓君	補欠 鈴木 宗男君 佐藤 啓君	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)
議院運営委員	辞任 梅村みずほ君 安藤 裕君	補欠 梅村みずほ君 安藤 裕君	補欠 梅村みずほ君 安藤 裕君	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)
国家基本政策委員会	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 理事 神谷 宗幣君 (後藤翔太君の補欠) 同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。 幹事 岩本 剛人君 (白井正一君の補欠) 幹事 古賀友一郎君 (藤川政人君の補欠) 幹事 古庄 玄知君 (山本啓介君の補欠)	同日議員から次の質問主意書が提出された。 1. 東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問 2. 法務委員会に付託更生保護制度の充実を図るために保護司法等の一部を改正する法律案(閣法第三号) 3. 国内監視委員会に付託主意書(山添拓君提出)(第五二号) 4. 同日議員から次の質問主意書が提出された。 1. 東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問 2. 法務委員会に付託更生保護制度の充実を図るために保護司法等の一部を改正する法律案(閣法第三号) 3. 国内監視委員会に付託主意書(山添拓君提出)(第五二号) 4. 同日議員から次の質問主意書が提出された。 1. 東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問 2. 法務委員会に付託更生保護制度の充実を図るために保護司法等の一部を改正する法律案(閣法第三号) 3. 国内監視委員会に付託主意書(山添拓君提出)(第五二号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における台湾の帰属及び国家性の認識並びに台湾の「我が国と密接な関係にある他国」該当性に関する質問主意書(辻元清美君提出)(第四八号)
環境委員会	理事 森まさこ君 三上えり君 (吉田忠智君の補欠)	理事 吉井 章君 (梶原大介君の補欠)	理事 三上えり君 (吉田忠智君の補欠)	同日衆議院から次の議案が提出された。
内閣委員会	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	消費税のいわゆる「益税」に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第五一号)	友好条約との関係に関する質問主意書(辻元清美君提出)(第五〇号)	同日衆議院から次の議案が提出された。
気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の議案が提出された。
医療法等の一部を改正する法律案(第一百七十七回国会閣法第二二号、衆議院継続審査)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	医療法等の一部を改正する法律案(第一百七十七回国会閣法第二二号、衆議院継続審査)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から次の議案が提出された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	内閣提出案を受領した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	内閣提出案を受領した。	同日衆議院から次の議案が提出された。
アジアパラ競技大会及び愛知・名古屋アジア競技大会に関する特別措置法案(文部科学委員長提出)(衆第五号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	アジアパラ競技大会に関する特別措置法案(文部科学委員長提出)(衆第五号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日衆議院から次の議案が提出された。
インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提出)(衆第六号)	防諜に関する施策の推進に関する法律案(神谷宗幣君外四名発議)	インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提出)(衆第六号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日衆議院から次の議案が提出された。
特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外四名発議)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外四名発議)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日衆議院から次の議案が提出された。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十八回国会衆第一号)審査報告書	同日委員長から次の報告書が提出された。	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十八回国会衆第一号)審査報告書	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日衆議院から次の議案が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第五四号)

辺野古新基地の建設事業に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第五五号)

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第五六号)

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 運輸事業振興助成交付金については、安全運行や地球温暖化対策など社会の要請に応える使命に充当されていることを踏まえ、軽油引取税率の「当分の間税率」廃止後も維持されるよう、法改正を含め必要な措置を講ずること。

二 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して講じられて

いる揮発油に係る税負担軽減措置については、沖縄県の負担や地理的特性を踏まえ、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」廃止後も、その税負担軽減措置が適切に維持されるよう、政令改正を含め必要な措置を講ずること。

三 沖縄特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年十一月二十七日 財政金融委員長 宮本 周司 参議院議長 関口 昌一殿

審査報告書

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年十一月二十七日 財政金融委員長 宮本 周司 参議院議長 関口 昌一殿

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和七年十一月二十五日 衆議院議長 額賀福志郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約一兆二百五億円である。

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十八条の八を削る。
第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案)

第一項の規定による法律の一部改正

第二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

第四十三条及び第四十四条 削除
附 則(施行期日)
第一條 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という)に、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。以下この項において「揮発油製造場等以外の場所」という)で販売のために控除対象揮発油を所持する揮発油の製造者(特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。この項ただし書きを除き、以下この条において同じ。)又は販売業者(特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。以下この項及び第九項において同じ。)がある場合において、揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、揮発油税法第十条第一項の規定による申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3 前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第一項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、揮発油税法第十条第一項の規定による申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4 第一項の規定に基づき期限内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

5 第一項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第三項の規定による申告書に、控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該

揮発油税超過額を期限内申告書に第七号揮発油税額として記載したときは、当該期限内申告書に記載した第六号揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が当

該控除対象揮発油について揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第一百七十五号)第七条第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

2 挥発油の製造者が前項の規定による控除を受けべき月において揮発油税法第十条第二項の規定による申告書を提出するときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該申告書に揮発油税超過額を記載することができる。

3 前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第一項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4 第一項の規定に基づき期限内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

5 第一項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第三項の規定による申告書に、控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該

第一項の規定による申告書に第七号揮発油税額として記載したときは、当該期限内申告書に記載した第六号揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が当

該控除対象揮発油について揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第一百七十五号)第七条第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

七条第一項	揮發油税法第十 七条第一項	揮發油税法第十 七条第二項	揮發油税法第十 七条第三項	揮發油税法第十 七条第四項
9 挥發油を保稅地域から引き取る揮發油の販売業者が、その本店又は主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、施行日以後一月以内に政令で定めるところにより國稅府長官の承認を受けたときは、施行日前に保稅地域から引き取られた揮發油対象揮發油については、当該揮發油の販売業者を揮發油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮發油の製造場とみなして、この条の規定(これに係る罰則を含む)を適用する。	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮發油税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮發油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ)。			
10 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき揮發油税及び地方揮發油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、國稅府長官は、その承認を与えないことができる。	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮發油税額	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮發油税額	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮發油税額	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮發油税額
11 控除対象揮發油につき、第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮發油税法第十七条又は災害被患者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	災害被患者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第七条第三項及び	揮發油税法第十 七条第一項	揮發油税法第十 七条第四項	揮發油税法第十 七条第一項
8 地方揮發油税法第十三条の規定は、前項において読み替えて準用する同法第九条の規定及び	東日本大震災の被患者等に係る国稅関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。	揮發油税及び地方揮發油税の	揮發油税及び地方揮發油税の	揮發油税及び地方揮發油税の

- この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 撥発油 租税特別措置法第八十八条の五に規定する撗発油をいう。
 - 二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十号)第二十九条に規定する保税地域をいう。
 - 三 特定補助金 撇発油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金をいう。
 - 四 控除対象撗発油 撇発油税法その他の法律の規定により撗発油税が免除された又は免除されるべき撗発油以外の撗発油で特定補助金の対象となるもの(当該特定補助金の交付を受けた又は受けるべきものを除く。)をいう。
 - 五 揭げる撗発油税超過額 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額をいう。
 - (1) 次に掲げる撗発油税額に相当する金額 撇発油の製造場からの移出により納付された又は納付されるべき撗発油税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。)(2)において同じ。)
 - (2) 保税地域からの引取りにより納付された若しくは納付されるべき又は徴収された若しくは徴収されるべき撗発油税額 撇発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の撗発油税額に相当する金額
 - 六 期限内申告書 施行日から起算して三月を経過する日の属する月の末日までに提出される撗発油税法第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出されるものに限る。)をいう。
 - 七 第六号撗発油税額 撇発油税法第十条第一項第六号に掲げる撗発油税額をいう。
 - 八 第七号撗発油税額 撇発油税法第十条第一項第七号に掲げる撗発油税額をいう。

第三条 偽りその他不正の行為により前条第四項の規定又は同条第七項において読み替えて準用する地方撗発油税法第九条第一項の規定による還付を受け又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

者氏名 稲特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

- 第三条 偽りその他不正の行為により前条第四項の規定又は同条第七項において読み替えて準用する地方撗発油税法第九条第一項の規定による還付を受け又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超える当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
- (政令への委任)
- 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。(撗発油税及び地方撗発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置)
- 第五条 国は、撗発油税及び地方撗発油税の当分の間税率(第一条の規定による改正前の租税特別措置法の規定に基づく撗発油税及び地方撗発油税の税率の特例による当分の間の税率をいいう。以下同じ。)の廃止を踏まえ、軽油引取税の当分の間税率(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいいう。以下同じ。)について、財源の確保、流通への影響、適切に対応すること。

成二十三年法律第一百一号)第二条第一項に規定する運輸事業振興助成交付金をいう。)の取扱いに対応した上で、軽油の卸売価格の抑制をして国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

(安定財源の確保の方針)

第六条 国は、撗発油税及び地方撗発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

一 徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第二号に規定する法人税関係特別措置をいう。)の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ること。

二 道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おむね一年を目途に結論を得ること。

三 地方の安定財源の確保については、前二号の税制措置による地方の增收額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

投票者氏名	委員(春日文子君)	賛成者氏名	投票者氏名
国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会」			
青山 繁晴君	二二九名	青山 繁晴君	二二九名
浅尾慶一郎君		阿達 雅志君	
石井 浩郎君		生稻 晃子君	
磯崎 仁彦君			
猪口 邦子君			
岩本 剛人君			
上野 通子君			
江島 潔君			
岡田 直樹君			
小川 克巳君			
大家 敏志君			
いんどう周作君			
臼井 正一君			
井上 義行君			
今井絵理子君			
石井 準一君			
石田 昌宏君			
朝日健太郎君			
有村 治子君			
赤松 健君			
青木 一彦君			

長谷川 岳君	古賀友一郎君	北村 経夫君	小林 孝一郎君
野村 哲郎君	見坂 茂範君	上月 良祐君	小林 孝一郎君
西田 英範君	櫻井 充君	佐藤 啓君	清水 真人君
中西 祐介君	高橋 克法君	鈴木 宗男君	未松 信介君
西田 昌司君	淹波 宏文君	鶴保 康介君	友納 理緒君
野上浩太郎君	出川 桃子君	中曾根弘文君	
橋本 聖子君	永井 学君	西田 昌司君	
長谷川英晴君			

令和七年十一月二十八日

參議院會議錄第五號 投票者氏名

投票者氏名

吉井	若林	洋平君	吉良	吉子君	中田	優子君	岩渕	友君	高橋	大地君	鈴木	宗男君
若井	敦子君		脇	雅昭君			小池	晃君	克法君		鶴保	庸介君
浜野			岸	真紀子君			石垣	のりこ君	宏文君		友納	理緒君
航太君			打越	さく良君			渡辺	猛之君			高橋	はるみ君
平戸			鬼木	誠君			石橋	通宏君			鶴保	庸介君
芳賀			古賀	愛君			佐々木	雅文君			中曾根	弘文君
喜史君			岸	千景君			佐々木	雅子君			西田	昌司君
堂込麻紀子君			斎藤	裕人君			下野	六太君			西田	昌司君
竹詰			古賀	裕人君			高橋	光男君			野上	浩太郎君
川合			岸	千景君			竹谷	とし子君			橋本	聖子君
奥村			打越	さく良君			原田	大二郎君			西田	昌司君
徳永			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
高木			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
水岡			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
森			打越	さく良君			宮崎	勝君			東野	秀樹君
牧山			鬼木	誠君			平木	健太君			福山	守君
ひろえ君			古賀	愛君			西田	仁君			藤川	政人君
羽田			岸	真紀子君			谷合	正明君			馬場	成志君
田名部			打越	さく良君			竹内	里見			東野	秀樹君
匡代君			鬼木	誠君			窪田	久武君			福山	守君
徳永			古賀	愛君			原田	隆治君			藤川	政人君
工リ君			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
柴			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
塙			鬼木	誠君			原田	大二郎君			福山	守君
嘉隆君			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
斎藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
古賀			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
千景君			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
小島とも子君			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
小島とも子君			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
古賀			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
千景君			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
斎藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
嘉隆君			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
吉井			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
章君			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
舟山			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
康江君			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
秀一君			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
誠君			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
原田			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
浜口			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
庭田			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			三浦	信祐君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			横山	信一君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			原田	大作君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			三浦	信祐君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			横山	信一君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			原田	大作君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			三浦	信祐君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			横山	信一君			馬場	成志君
後藤			打越	さく良君			原田	大作君			東野	秀樹君
後藤			鬼木	誠君			三浦	信祐君			福山	守君
後藤			古賀	愛君			横山	信一君			藤川	政人君
後藤			岸	真紀子君			原田	大作君			馬場	成志君
後藤												

令和七年十一月二十八日

參議院會議錄第五号

投票者氏名

塩村あやか君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	高木 真理君
辻元 清美君	長浜 博行君	田名部匡代君	徳永 エリ君
広田 一君	福島みづほ君	牧山ひろえ君	羽田 次郎君
三上 えり君	村田 享子君	水岡 俊一君	福士 珠美君
森本 真治君	吉田 忠智君	吉川 沙織君	山内佳菜子君
横沢 高徳君	吉田 康史君	蓮 舶君	森 ゆうこ君
足立 康史君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	山内佳菜子君
伊藤 清司君	江原くみ子君	伊藤 辰夫君	吉川 沙織君
上田 清司君	かごしま彰宏君	牛田 茉友君	蓮 舶君
後藤 斎君	まみ君	奥村 祥大君	磯崎 哲史君
田村 榛葉賀津也君	浜口 誠君	川合 孝典君	伊藤 辰夫君
庭田 幸恵君	秀一君	小林さやか君	牛田 茉友君
後藤 斎君	吉彦君	竹詰 仁君	奥村 祥大君
浜口 誠君	原田 秀一君	堂込麻紀子君	川合 孝典君
田村 榛葉賀津也君	浜口 誠君	芳賀 喜史君	小林さやか君
後藤 斎君	秀一君	道也君	竹詰 仁君
浜口 誠君	吉彦君	浜野 喜史君	堂込麻紀子君
浜口 誠君	原田 秀一君	平戸 航太君	芳賀 喜史君
浜口 誠君	吉彦君	秋野 公造君	道也君
浜口 誠君	原田 秀一君	水野 孝一君	浜野 喜史君
浜口 誠君	吉彦君	公造君	平戸 航太君
浜口 誠君	吉彦君	孝一君	秋野 公造君
浜口 誠君	吉彦君	佐々木雅文君	水野 孝一君
浜口 誠君	吉彦君	川村 雄大君	公造君
浜口 誠君	吉彦君	伊藤 孝江君	佐々木雅文君
浜口 誠君	吉彦君	高橋 光男君	川村 雄大君
浜口 誠君	吉彦君	西田 信祐君	伊藤 孝江君
浜口 誠君	吉彦君	原田 大二郎君	高橋 光男君
浜口 誠君	吉彦君	大作君	西田 信祐君
浜口 誠君	吉彦君	正明君	谷合 谷内
浜口 誠君	吉彦君	実仁君	西田 西田
浜口 誠君	吉彦君	正明君	平木 平木

宮崎	青島	石井	岡崎	猪瀨	太君	勝君
中田	健太君	苗子君	直樹君	太君		
吉良よし子君	優子君					
白川						
仁比						
聰平君						
中田	優子君					
吉良よし子君						
白川						
仁比						
聰平君						
岩渕						
友君						
小池						
大門実紀史君						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
福山						
齊藤健一郎君						
ながえ孝子君						
大門実紀史君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						
櫻井						
祥子君						
杉本						
純子君						
松田						
学君						
山中						
泉君						
大島	九州	男君				
木村						
山本						
百田						
高良						
尾辻						
寺田						
望月						
良男君						
岩渕						
友君						
小池						
拓君						
片山						
申田						
柴田						
高木かおり君						
新実						
彰平君						
松野						
明美君						
安藤						
裕君						
梅村みづほ君						
神谷						
宗幣君						

新妻実保子君)	正人君、古川敦君、大野寛之君、鈴木美緒君及び 委員(久保美紀君)及び運輸安全委員会委員(堂園 條祐介君及び前原賀代君)、中央更生保護審査会 委員会委員長(中原亮一君)、同委員(加藤さゆり 君及び橋本尚君)、電気通信紛争処理委員会委員 (笠井之彦君、三尾美枝子君、小塙莊一郎君、中
賛成者氏名	賛成者氏名
青木 一彦君	青山 繁晴君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	阿達 雅志君
有村 治子君	生稻 晃子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
井上 義行君	猪口 邦子君
今井繪理子君	岩本 剛人君
いんどう周作君	上野 通子君
白井 正一君	江島 潔君
大家 敏志君	岡田 直樹君
小川 克巳君	越智 俊之君
加藤 明良君	北村 経夫君
神谷 政幸君	梶原 大介君
見坂 茂範君	片山さつき君
小野田紀美君	かまやち敏君
加田 裕之君	吉庄 玄知君
古賀友一郎君	小林孝一郎君
小林 一大君	酒井 康行君
こやり隆史君	佐藤 啓君
櫻井 充君	高橋 はるみ君
自見はなこ君	清水 真人君
進藤金日子君	末松 信介君
鈴木 大地君	鈴木 宗男君
高橋 克法君	鶴保 康介君
滝波 宏文君	友納 理緒君
出川 桃子君	

中曾根弘文君	橋本 聖子君	西田 昌司君
野上浩太郎君	長谷川英晴君	東野 秀樹君
橋本 守君	藤川 政人君	福山
三原じゅん子君	船橋 利実君	星 北斗君
宮本 和宏君	牧野たかお君	本田 顕子君
森 まさこ君	松下 新平君	森 まさこ君
山下 雄平君	山田 宏君	山下 雄平君
若井 敦子君	山本 順三君	山本 啓介君
脇 雅昭君	石橋 通宏君	岸 真紀子君
青木 愛君	古賀 千景君	鬼木 誠君
柴 憲一君	小島とも子君	斎藤 嘉隆君
高木 真理君	田名部匡代君	徳永 エリ君
羽田 次郎君	西田 次郎君	西田 次郎君

令和七年十一月二十八日

參議院會議錄第五号 投票者氏名

一八

原田	秀一君	舟山	吉彦君	山田	康江君	舟山	秀哉君
西田	博崇君	石川	勇君	上田	哲也君	吉彦君	秀哉君
谷合	久武君	堀田	里見	杉内	久武君	堀田	里見
竹内	正明君	西田	隆治君	竹内	正明君	西田	隆治君
杉内	久武君	西田	久武君	杉内	久武君	西田	久武君
里見	隆治君	西田	久武君	里見	隆治君	西田	久武君
堀田	上田	上田	上田	堀田	上田	上田	上田
山田	吉彦君	山田	吉彦君	山田	吉彦君	山田	吉彦君
吉彦君	山田	吉彦君	山田	吉彦君	吉彦君	吉彦君	吉彦君
秀哉君	舟山	秀哉君	舟山	秀哉君	秀哉君	舟山	秀哉君

平戸	航太君	水野	孝一君	原田	秀一君	原田	秀一君
伊藤	孝江君	川村	雄大君	佐々木	雅文君	川村	雄大君
伊藤	孝江君	川村	雄大君	佐々木	雅文君	川村	雄大君
高橋	光男君	下野	六太君	竹谷	とし子君	高橋	光男君
高橋	光男君	下野	六太君	竹谷	とし子君	高橋	光男君
佐々木	雅文君	佐々木	雅文君	佐々木	雅文君	佐々木	雅文君
佐々木	雅文君	佐々木	雅文君	佐々木	雅文君	佐々木	雅文君
佐々木	雅文君	佐々木	雅文君	佐々木	雅文君	佐々木	雅文君

横山	信祐君	司	隆史君	三浦	信祐君	原田	大郎君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	木村	英子君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	山本	太郎君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	高良	沙哉君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	岩渕	友君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	大門	実紀史君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	伊勢	賢治君
横山	信祐君	司	隆史君	横山	信祐君	奥田	ふみよ君

吉良	よし子君	白川	容子君	青山	繁晴君	青山	繁晴君
仁比	聰平君	天畠	大輔君	赤松	健君	赤松	健君
伊勢	賢治君	伊波	洋一君	井上	義行君	井上	義行君
奥田	ふみよ君	洋一君	朝日健太郎君	石井	昌宏君	石井	昌宏君
天畠	大輔君	横山	信一君	石井	昌宏君	横山	信一君
伊波	洋一君	横山	信一君	石井	昌宏君	横山	信一君
吉良	よし子君	横山	信一君	石井	昌宏君	吉良	よし子君
吉良	よし子君	横山	信一君	石井	昌宏君	吉良	よし子君

鈴木	大地君	高橋	はるみ君	鈴木	大地君	高橋	はるみ君
高橋	克法君	西田	昌司君	高橋	克法君	西田	昌司君
高橋	克法君	西田	英範君	高橋	克法君	西田	英範君
高橋	克法君	西田	哲郎君	高橋	克法君	西田	哲郎君
高橋	克法君	西田	守君	高橋	克法君	西田	守君
高橋	克法君	福山	政人君	高橋	克法君	福山	政人君
高橋	克法君	福山	守君	高橋	克法君	福山	守君
高橋	克法君	福山	守君	高橋	克法君	福山	守君

鈴木	宗男君	鶴保	庸介君	鈴木	宗男君	鶴保	庸介君
鶴保	庸介君	友納	理緒君	鶴保	庸介君	友納	理緒君
鶴保	庸介君	中曾根	弘文君	鶴保	庸介君	中曾根	弘文君
鶴保	庸介君	西田	昌司君	鶴保	庸介君	西田	昌司君
鶴保	庸介君	西田	浩太郎君	鶴保	庸介君	西田	浩太郎君
鶴保	庸介君	橋本	聖子君	鶴保	庸介君	橋本	聖子君
鶴保	庸介君	長谷川	英晴君	鶴保	庸介君	長谷川	英晴君
鶴保	庸介君	東野	秀樹君	鶴保	庸介君	東野	秀樹君

辻元	清美君	田島	麻衣子君	辻元	清美君	田島	麻衣子君
長浜	博行君	水岡	俊一君	長浜	博行君	水岡	俊一君
広田	一君	森	珠美君	広田	一君	森	珠美君
広田	一君	森	珠美君	広田	一君	森	珠美君
福島	みずほ君	内佳	菜子君	福島	みずほ君	内佳	菜子君
三上	えり君	佳	菜子君	三上	えり君	佳	菜子君
三上	えり君	森	真治君	三上	えり君	森	真治君
三上	えり君	森	真治君	三上	えり君	森	真治君

杉尾	秀哉君	田名部	匡代君	高木	真理君	田名部	匡代君
田島	麻衣子君	水岡	俊一君	德永	エリ君	水岡	俊一君
田島	麻衣子君	水岡	俊一君	羽田	次郎君	水岡	俊一君
田島	麻衣子君	吉川	沙織君	森	ゆうこ君	吉川	沙織君
田島	麻衣子君	吉川	沙織君	森	ゆうこ君	吉川	沙織君
田島	麻衣子君	吉川	沙織君	森	ゆうこ君	吉川	沙織君
田島	麻衣子君	吉川	沙織君	森	ゆうこ君	吉川	沙織君
田島	麻衣子君	吉川	沙織君	森	ゆうこ君	吉川	沙織君

令和七年十一月二十八日

參議院會議錄第五號 投票者氏名

卷之三

賛成者氏名	反対者氏名
赤松 健君	岩渕 友君
青木 一彦君	吉良 よし子君
高良 沙哉君	白川 容子君
百田 尚樹君	仁比 聰平君
木村 英子君	伊勢崎 賢治君
山本 太郎君	奥田 ふみよ君
大島 九州男君	天畠 大輔君
山添 拓君	北村 晴男君
大門 実紀史君	伊波 洋一君
小池 晃君	齊藤 健一郎君
望月 良男君	福山 哲郎君
寺田 静君	尾辻 朋実君
安野 貴博君	山中 泉君
宮出 千慧君	松田 学君
杉本 純子君	塙入 清香君
神谷 宗幣君	中田 優子君
櫻井 祥子君	後藤 翔太君
梅村 みづほ君	岩本 麻奈君
新実 彰平君	大津 力君
安藤 裕君	佐々木りえ君
松野 明美君	片山 直樹君
柴田 巧君	岡崎 太君
高木 かおり君	金子 道仁君
新実 彰平君	嘉田由紀子君
安達 悠司君	石 平君
松沢 成文君	中条きよし君
岩本 麻奈君	佐々木りえ君
大津 力君	上野ほたる君
塙入 清香君	嘉田由紀子君
中田 優子君	嘉田由紀子君
後藤 翔太君	嘉田由紀子君
岩本 麻奈君	嘉田由紀子君
大津 力君	嘉田由紀子君
佐々木りえ君	嘉田由紀子君
石 平君	嘉田由紀子君
中条きよし君	嘉田由紀子君
佐々木りえ君	嘉田由紀子君
上野ほたる君	嘉田由紀子君

朝日健太郎君
有村 治子君
石井 準一君
石田 昌宏君
井上 義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
白井 正一君
大家 敏志君
小川 克巳君
小野田紀美君
加田 裕之君
加藤 明良君
神谷 政幸君
見坂 茂典君
古賀友一郎君
小林 一大君
櫻井 充君
進藤金日子君
鈴木 大地君
高橋 克法君
滝波 宏文君
出川 桃子君
永井 学君
中西 介君
西田 英範君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
馬場 成志君
福岡 資慶君
藤木 一博君
古川 眞也君
堀井 俊治君
巖君

江原くみ子君	上田清司君	高徳君忠智君	伊藤孝恵君	足立康史君	森本真治君	田島麻衣子君	古賀之士君	勝部賢志君	木戸口英司君	郡山りょう君	小沢雅仁君	泉房穂君	渡辺猛之君	石垣のりこ君	山谷えり子君	山本佐知子君	吉井章君	若林洋平君	吉田洋一君	松村祥史君	宮澤洋一君	山崎正昭君	宮本周司君	山田太郎君	松川舞立
--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	------	-------	--------	--------	--------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

牧野たかお君	松下 新平君
宮本 和宏君	三原じゅん子君
森 まさこ君	山下 雄平君
山田 宏君	山本 啓介君
山本 順三君	若井 敦子君
脇 雅昭君	青木 愛君
石橋 通宏君	打越さく良君
鬼木 誠君	熊谷 裕人君
岸 真紀子君	古賀 千景君
斎藤 嘉隆君	小島とも子君
柴 慎一君	高木 真理君
徳永 エリ君	田名部匡代君
羽田 次郎君	福士 珠美君
牧山ひろえ君	水岡 俊一君
森 ゆうこ君	吉川 沙織君
山内佳菜子君	伊藤 磯崎
水岡 俊一君	伊藤 哲史君
牛田 辰夫君	牛田 茉友君
奥村 祥大君	

かこしま彰宏君	後藤	榛葉賀津也君	田村
秀一君	斎君	まみ君	幸恵君
誠君		原田	浜口
秀一君		舟山	庭田
康江君		山田	上田
吉彦君		石川	堺田
博崇君		杉	里見
久武君		竹内	谷合
真二君		西田	西田
正明君		平木	宮崎
健太君		猪瀬	岡崎
仁三君		石井	青島
大作君		柴田	片山
勝君		直樹君	岡崎
苗子君		太君	安藤
健太君		誠一君	梅村みづほ君
太君		巧君	新実
直樹君		高木かおり君	松野
太君		彰平君	神谷
苗子君		明美君	初鹿野裕樹君
大作君		裕樹君	杉本
勝君		純子君	櫻井
仁三君		祥子君	宮出
勝君		千慧君	

川合	孝典君	小林さやか君	竹詰	仁君
堂込麻紀子君	芳賀道也君	浜野喜史君	平戸航太君	水野孝一君
川村雄大君	佐々木雅文君	伊藤孝江君	秋野公造君	下野六太君
高橋光男君	竹谷とし子君	原田大二郎君	三浦信祐君	横山信一君
司隆史君	原田大二郎君	浅田均君	石井めぐみ君	上野ほたる君
中条きよし君	佐々木りえ君	嘉田由紀子君	金子道仁君	大津安達
塩入岩本	佐々木りえ君	翔太君	麻奈君	後藤
中田大津	平君	成文君	力君	翔太君
松田	優子君	悠司君	君	清香君
山中	学君			泉君

令和七年十一月二十八日

參議院會議錄第五号 投票者氏名

11

国家公務員等の任命に関する
償不服審査会委員(星景子君)」

藤川	星	船橋	本田	顕子君	政人君
牧野	北	利実君	宮本	和宏君	新平君
たかお	斗君		森	まさこ	三原じゅん子君
松下	山下	雄平君	山下	宏君	和宏君
新平君	山田	敦子君	山田	啓介君	三原じゅん子君
	山本	雅昭君	山本	順三君	三原じゅん子君
	若井	愛君	石橋	通宏君	三原じゅん子君
	青木		打越	さく良君	三原じゅん子君
	脇		さく	良君	三原じゅん子君
	鬼木		岸	真紀子君	三原じゅん子君
	高木		熊谷	裕人君	三原じゅん子君
	斎藤		古賀	千景君	三原じゅん子君
	柴		小島	とも子君	三原じゅん子君
	真理君		とも子	君	三原じゅん子君
	田名部匡代		嘉隆君		三原じゅん子君
	徳永				三原じゅん子君
	工里君				三原じゅん子君
	羽田				三原じゅん子君
	次郎君				三原じゅん子君
	福士				三原じゅん子君
	珠美君				三原じゅん子君
	牧山ひろえ君				三原じゅん子君
	水岡				三原じゅん子君
	俊一君				三原じゅん子君
	沙織君				三原じゅん子君
	吉川				三原じゅん子君
	蓮				三原じゅん子君
	磯崎				三原じゅん子君
	哲史君				三原じゅん子君

藤木	古川	堀井	舞立	俊治君	眞也君
伊藤	足立	横沢	宮沢	巖君	昇治君
孝恵君	忠智君	吉田	松川	周司君	るい君
康史君	高徳君	森本	山村	祥史君	正昭君
伊藤	三上	村田	山崎	太郎君	山谷えり子君
		辻元	山田	山本佐知子君	吉井
		田島麻衣子君	山谷えり子君	章君	若林
		杉尾	山本佐知子君	洋平君	渡辺
		古賀	泉	賢志君	猛之君
		小西	房穂德君	雅仁君	石垣のりこ君
		塙村あやか君		英司君	郡山りょう君
		辻元		木戸口	之王君
		福島みづほ君			洋之君
		えりり君			
		享子君			
		真治君			

伊藤辰夫君
牛田茉友君
奥村祥太君
川合孝典君
小林さやか君
竹詰仁君
堂込麻紀子君
芳賀道也君
浜野喜史君
平戸航太君
水野孝一君
秋野公造君
伊藤喜江君
川村雄大君
佐々木雅文君
伊藤孝江君
下野六太君
高橋光男君
竹谷とし子君
司隆史君
原田大二郎君
三浦信祐君
横山信一君
高橋均君
浅田均君
石井めぐみ君
中条きよし君
松沢成文君
岩本悠司君
金子奈宗君
佐々木りえ君
石平君
安達翔太君
後藤清香君
大津力君
塩入翔太君
中田優子君

日程第一 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

反対者氏名
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠 大輔君
山本 太郎君
大島九州男君
木村 英子君
賛成者氏名
二四四名

握していない場合、全国的な実態調査を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 総務省ウェブサイトでは、一般的な不在者投票制度の紹介は行われていると承知しているが、指定病院等における不在者投票制度に特化した周知・啓発活動は行っているか、政府の取組状況を示されたい。また、政府は、各都道府県選挙管理委員会が同制度の重要性を各指定病院等に対する十分周知していると認識しているか示されたい。周知が不十分と認識している場合、指定病院等の負担に適切に配慮しつつ、同制度の重要性をより一層周知するよう各都道府県選挙管理委員会に対して助言を行う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 障がい者の円滑な投票に資するため、総務省は、代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等を各都道府県選挙管理委員会に対して周知している。同様に、指定病院等における不在者投票制度について、積極的に利用する指定病院等や選挙管理委員会の事例を周知することを同制度の普及に資すると考えられるが、政府の見解を示されたい。

五 現在、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護五に該当する者に対しては、郵便等による不在者投票が認められている。「投票環境の向上方策等に関する研究会報告(高齢者の投票環境の向上について)」(平成二十九年六月)においては、「対象を要介護四及び三まで拡大することが適切である」とされた。郵便等による不在者投票が認められる要介護状態区分を拡大すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、インターネット投票については、「入院患者を含む選挙人の投票機会を広く確保し得るものであり、本事例を踏まえても、導入に向けた検討を進めるべきと考えるが、現状の課題について、政府の見解を示されたい。

六 指定病院等における不在者投票については、病院長等から選挙人に對し投票意思の有無を確認することが必要とされる。投票意思の確認は、一律に一回だけ行うのではなく、入院患者等の体調が回復している時に再確認するなど、

七 指定病院等における不在者投票では、便宜的に病院内で一括投票日が定められていることがあると承知している。令和六年十月に東京都選挙管理委員会事務局が公表した「指定病院等における不在者投票の手引」では、「一括投票後でも、個別に入院患者から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続きを速やかにすすめてください。」と説明されている。東京都選挙管理委員会事務局の説明は、政府の見解と一致していると示されたい。

八 指定病院等における不在者投票時の選挙人の意思確認については、「正確な意思疎通が困難な場合も想定される。病院では医療ソーシャルワーカーが患者等の意思決定を日常的に支援しており、日本ソーシャルワーカー連盟が定めるソーシャルワーカーの倫理綱領では、「自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。」と規定されている。医療ソーシャルワーカーによる積極的な支援が円滑な意思確認に資すると考えるが、政府の見解を示されたい。

九 不在者投票の事務は、不在者投票管理者の管理の下で、適宜その補助者に行わせることが可能とされている。指定病院等においては、事務職員等が実際の投票事務に從事していることが多く、人的負担が大きな課題となっているが、選挙事務補助者に特段の要件は求められていない。そこで、様々な疾患の患者会や親の会等と連携しつつ、国や都道府県が投票事務に従事す

るボランティアを主導的に募集するなど、人的負担の軽減に努めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十 大阪府四條畷市における電子投票の実施や鳥取県南部町等におけるオンライン立会い実施など、近年の選挙ではICTを用いた投票等の効率化が図られている。指定病院等における不在者投票については、感染症対策に配慮しつつ、指定病院等の人的負担を軽減する手段として電子投票やオンライン立会いの活用が有効と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出指定病院等における不在者投票等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三について

お尋ねの「特化した周知・啓発活動」の意味す

るところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、同省ウェブサイトにおいて病院等における不在者投票の手続について記載しているほか、選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙及び統一地方選挙に際し、各選挙管理委員会に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、不在者投票施設の適切な指定がなされるよう要請しているところである。

また、都道府県選挙管理委員会においては、不在者投票施設に対し、病院等における不在者投票の事務の手引きや説明会を通じて、病院等における不在者投票を実施する日時や投票用紙等の請求手續等について当該施設の入所者に適切に周知する等の取組を要請していると承知している。

四について

御指摘の「積極的に利用する指定病院等や選挙管理委員会の事例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、国政選挙及び統一地方選挙に際し、各選挙管理委員会に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、

投票所における選挙期間中の投票が困難な入院患者や障がい者」を含め選挙権を有する全ての方々が投票できる環境を整えることが重要と認識している。

お尋ねの「全国的な実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法(昭和

二十五年法律第百号。以下「法」という。)第四十九条第一項の規定による病院等における不在者投票(以下「病院等における不在者投票」といいう。)については、「意思確認を行った数」及び「事務従事者や立会人の選任方法」は把握していないが、不在者投票施設において当該施設の状況等に応じて適切に対応されるべきものと考えており、全国的な調査は考えていない。「実際の投票者数」が、仮に、病院等における不在者投票の投票者数を意味するものであるとすれば、国政選挙及び統一地方選挙に係るものは把握している。

お尋ねの「特化した周知・啓発活動」の意味す

るところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、同省ウェブサイトにおいて病院等における不在者投票の手続について記載しているほか、選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙及び統一地方選挙に際し、各選挙管理委員会に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、不在者投票施設の適切な指定がなされるよう要請しているところである。

また、都道府県選挙管理委員会においては、不在者投票施設に対し、病院等における不在者投票の事務の手引きや説明会を通じて、病院等における不在者投票を実施する日時や投票用紙等の請求手續等について当該施設の入所者に適切に周知する等の取組を要請していると承知している。

四について

御指摘の「積極的に利用する指定病院等や選挙管理委員会の事例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、国政選挙及び統一地方選挙に際し、各選挙管理委員会に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、

七について
病院等における不在者投票の期間は、法第三百七十条の二及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「施行令」という。）第五十八条第一項により定められており、その期間においては御指摘の「括投票後」であつても病院等における不在者投票を行うことは可能であるところ、総務省においては、各選挙管理委員会に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、病院等における不在者投票の適切な運用が図られるよう要請を行つており、御指摘の手引きの記載についても、東京都選挙管理委員会において地域の実情を踏まえて考え方を示されているものと承知している。

八について
お尋ねについては、一般的に、医療ソーシャルワーカーによる支援は病院等における患者の円滑な意思決定に資するものとされていると承知しているが、医療ソーシャルワーカーを活用することを含め、御指摘の「選挙人の意思確認」の具体的な方法については、不在者投票施設の状況等は様々であることから、各不在者投票施設において、判断されるべき事柄であると考えている。

九について
御指摘の「様々な疾患の患者会や親の会等と連携しつつ、国や都道府県が投票事務に従事するボランティアを主導的に募集する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、不在者投票施設の状況等は様々であることから、「選挙事務補助者」については、各不在者投票施設において当該施設の状況等を踏まえて選任いただくことが適当であると考えている。

十について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
不在者投票施設における御指摘の「電子投票」の
活用については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて
行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三
年法律第二百四十七号)第三条において、「電子投
票は、選挙人が、自ら、投票所において、電
磁的記録式投票機を操作することにより、当該
電磁的記録式投票機に記録されている公職の候
補者のうちその投票しようとするもの一人を選
択し、かつ、当該公職の候補者を選択したこと
を電磁的記録媒体に記録する方法によるものと
されているところ、病院等における不在者投票
は「電子投票」の対象とされておらず、病院等に
おける不在者投票においては活用ができないも
のである。

また、「鳥取県南部町等におけるオンライン
立会い実施」については、「投票所におけるオン
ラインによる立会いについて(通知)」(令和六年
四月二十六日付け総行選第二十六号総務省自治
行政局選挙部選挙課長通知)において、法第三
十八条第一項の規定において、二人以上五人以
下の投票立会人を選任しなければならないこと
とされている投票立会人に関し、「投票事務の
執行を監視することにより、選挙人の自由な意
思によって投票できる環境を確保する」という投
票立会人の役割を確実に果たすためには、少な
くとも一人は投票立会人が投票所内に所在し、
現に立ち会うことが必要であることを示した
ところである。病院等における不在者投票につ
いては、施行令第五十八条第三項において準用
する施行令第五十六条第三項の規定において、
不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち
会わせなければならないこととされており、そ
の立ち会う者は一人いれば足るものと解され

郵便投票制度の改善及び投票機会の拡充に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十月二十七日

参議院議長 関口 昌一 殿

ながえ孝子

郵便投票制度の改善及び投票機会の拡充に関する質問主意書

我が国の民主主義は国民主権を基盤としており、選挙制度はそれを実現する手段である。しかし、近年、国政選挙・地方選挙を問わず、投票率の低下が深刻な問題となつてゐる。特に若年層や都市部における棄権率は高く、「政治への無関心」という一言では片付けられない構造的な要因が存在している。

要因の一つとして、投票機会の確保が十分でないことが挙げられる。投票日当日に投票所へ行けない有権者に対しても期日前投票や不在者投票の制度が設けられている。しかし、依然として多くの人は、制度を知っていても、活用しにくく感じている。特に、身体障がい者や高齢者、長期療養中のなど人が利用できる郵便等による不在者投票制度（以下「郵便投票制度」という。）については、存在そのものは広く知られているものの、手続が極めて煩雑で、結果として活用が進んでいない。制度として用意されているだけで、実際に活用しにくい状況が続いていることは、有権者の投票権を実質的に制限していると言わざるを得ない。

する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和七年十月二十七日

四について
お尋ねの「申請・本人確認・発送を一体化する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、郵便等による不在者投票においては、投票用紙等の交付の請求の際に、郵便等投票証明書を提示することとしているが、郵便等による不在者投票における投票用紙等のオンラインによる請求については、選挙の公正を確保しつつ検討してまいりたい。
この前段について
御指摘の「投票率向上の観点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、郵便等による不在者投票は、身体に重度の障害がある選挙人に投票の機会を与えるための例外的な投票方法であると考えている。
この後段及び八について
御指摘の「包括的な検討」、「同制度の抜本的見直しと迅速な改善」及び「具体策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「郵便投票制度の改善」については、二及び五について、三及び六について並びに四についてでお答えしたとおりである。

物価高対策の緊要性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十月二十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

物価高対策の緊要性に関する質問主意書
近年、世界的な資源価格の高騰、円安傾向、物

- ・企業倒産の急増：二〇二五年一月の「物価高」倒産は、前年同月比二十七・〇%増の六十一件に上り、物価高が企業経営を圧迫している。
- ・値上げ品目の増加：二〇二五年通年の値上げ品目は二万品目に達し、家計収支の悪化が懸念されている。
- ・実質賃金の減少・物価の影響を除いた実質賃金は二〇二五年一月から八月まで八箇月連続で前年同月を下回っており、家計収支の悪化が深刻化している。
- こうした中、政府は補助金や給付金などの物価高対策を講じているが、対象や期間に制約があり、物価高の恒常化に十分対応しきれていない。
- よつて、立憲民主党は、国民生活第一の立場から、物価高対策の処方箋として、食料品に係る消費税率をゼロ%とする措置（以下「本措置」という。）を提案している。本措置は、家計負担の軽減や困窮世帯の支援にとどまらず、国内需要の下支え、企業収益の改善、賃金上昇基盤の形成など、経済全体の好循環を促す、より積極的かつ野目的な「経済政策」である。
- 二 物価高対策の実現可能性及びその正当性について、以下質問する。
- 一 物価高対策の緊要性に関連し、現在の物価高についての政府の認識を示されたい。
- 二 現在の物価高が家計及び企業経営に与える影響について、政府はどのように評価しているか示されたい。特に、食料品価格の上昇により低所得層・中間層の生活が困難になつてゐる実態をどのように把握しているか示されたい。

三 低所得家庭の子どもの中には、給食がない夏休み等の期間中、空腹を我慢せざるを得ない状況になっている者もある。日本国憲法第二十五条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が脅かされている状況と考えるが、政府の認識を示されたい。

四 政府は、今般の物価高を抑制しなければならないという断固たる決意(データーミネーション)を有しているか示されたい。

五 政府が実施した物価高対策の効果に対する評価を示されたい。特に、想定された効果を發揮したと評価しているか、政府の見解を示されたい。

六 深刻化している家計収支の悪化に対処するため、一刻も早く物価高を抑制する有効な手段を探るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 物価高対策を講ずるに当たり、食料品に係る消費税の低減又はゼロ税率を政府として検討したか示されたい。検討していない場合には、その理由を、検討した場合には、その検討の経過及び結果を具体的に示されたい。

八 英国、アイルランド、カナダ、オーストラリア、韓国など、多くの先進諸国では、食料品に係る消費税(附加価値税)をゼロ税率又は非課税率としている。

1 食料品に係る消費税(附加価値税)をゼロ税率又は非課税としている国における制度設計及び経済効果について、政府としてどのように分析しているか示されたい。

2 我が国が同様の制度を導入した場合、財政、消費者物価指数(CPI)、家計支出構造への影響について、政府としてどのように見積もっているか示されたい。右質問する。

令和七年十一月七日
内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員牧山ひろえ君提出物価高対策の緊要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出物価高対策の緊要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

足下で消費者物価は対前年比三パーセント程度で上昇する中、国民や事業者の方々は厳しい状況に置かれており、御指摘の「物価高対策」は喫緊の課題であると認識している。特に食料品などの価格上昇が続いていることによつて、低所得者世帯などには相対的に物価上昇が影響しやすい可能性がある。お尋ねの「実態」については、例えば、令和七年九月の消費者物価指数の総合指数における対前年同月比の上昇率に対し、食料品の価格上昇の寄与度は六割程度を占めている。また、総務省の全国家計構造調査によると、低所得者世帯ほど、消費支出に占める食料品の割合が高い傾向にあり、食料品などの価格上昇の影響を受けやすいと考えられる。このため、食料品などの価格上昇が続いていることによつて、国民は低所得者世帯を中心に大変厳しい状況に置かれていると認識している。

三について

お尋ねの「健康で文化的な最低限度の生活」が脅かされている状況の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「低所得家庭の子ども」については、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に基づき、ことも(ことも)基本法(令和四年法律第七十七号)第二条第一項に規定することもい

物価高対策の緊要性に関する質問主意書
近年、世界的な資源価格の高騰、円安傾向、物
令和七年十一月二十八日 参議院会議録第五号

質問主意書及び答弁書

.. 二〇二五年一月の「物価年同月比二十七・〇%増の物価高が企業経営を圧迫する。	.. 二〇二五年通年の値上がり率に達し、家計収支の悪化が物価高が企業経営を圧迫する。
.. 物価の影響を除いた実質年一月から八月まで八箇月を下回っており、家計収支している。	.. 対象や期間に制約があることに対応しきれていない。
.. 国民生活第一の立場から補助金や給付金などの物価嵩上げとして、食料品に係る消費金上昇基盤の形成など、本措置は、家計負担の軽減をまらず、国内需要の下支え、より積極的かつ野心的に認識を示されたい。	.. 対象や期間に制約があることに対応しきれていない。
七 物価高対策を講ずるに当たり、食料品に係る消費税の低減又はゼロ税率を政府として検討したか示されたい。検討していない場合には、その理由を、検討した場合には、その検討の経過及び結果を具体的に示されたい。	八 英国、アイルランド、カナダ、オーストラリア、韓国など、多くの先進諸国では、食料品に係る消費税(付加価値税)をゼロ税率又は非課税率としている。
1 食料品に係る消費税(付加価値税)をゼロ税率又は非課税率としている国における制度設計及び経済効果について、政府としてどのように分析しているか示されたい。	2 我が国が同様の制度を導入した場合、財政、消費者物価指数(CPI)、家計支出構造への影響について、政府としてどのように見積もっているか示されたい。
右質問する。	三 低所得家庭の子どもの中には、給食がない夏休み等の期間中、空腹を我慢せざるを得ない状況になつてゐる者もある。日本国憲法第二十五条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が脅かされている状況と考えるが、政府の認識を示されたい。
四 政府は、今般の物価高を抑制しなければならないという断固たる決意(データーミネーション)を有しているか示されたい。	五 政府が実施した物価高対策の効果に対する評価を示されたい。特に、想定された効果を發揮したと評価しているか、政府の見解を示されたい。
六 深刻化している家計収支の悪化に対処するため、一刻も早く物価高を抑制する有効な手段を探るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。	七 深刻化している家計収支の悪化に対処するため、一刻も早く物価高を抑制する有効な手段を探るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
八 政府は、今般の物価高を抑制しなければならないという断固たる決意(データーミネーション)を有しているか示されたい。	九 政府が実施した物価高対策の効果に対する評価を示されたい。特に、想定された効果を發揮したと評価しているか、政府の見解を示されたい。
十 政府が実施した物価高対策の効果に対する評価を示されたい。特に、想定された効果を發揮したと評価しているか、政府の見解を示されたい。	十 政府が実施した物価高対策の効果に対する評価を示されたい。特に、想定された効果を發揮したと評価しているか、政府の見解を示されたい。

令和七年十一月七日
内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員牧山ひろえ君提出物価高対策の緊要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出物価高対策の緊要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

足下で消費者物価は対前年比三パーーセント程度で上昇する中、国民や事業者の方々は厳しい状況に置かれており、御指摘の「物価高対策」は喫緊の課題であると認識している。特に食料品などの価格上昇が続いていることによつて、低所得者世帯などには相対的に物価上昇が影響しやすい可能性がある。お尋ねの「実態」については、例えば、令和七年九月の消費者物価指数の総合指数における対前年同月比の上昇率に対し、食料品の価格上昇の寄与度は六割程度を占めている。また、総務省の全国家計構造調査によると、低所得者世帯ほど、消費支出に占める食料品の割合が高い傾向にあり、食料品などの価格上昇の影響を受けやすいと考えられる。このため、食料品などの価格上昇が続いていることによつて、国民は低所得者世帯を中心に大変厳しい状況に置かれていると認識している。

三について

お尋ねの「健康で文化的な最低限度の生活」が脅かされている状況の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「低所得家庭の子ども」については、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に基づき、ことも(ことも)基本法(令和四年法律第七十七号)第二条第一項に規定することもい

令和七年十一月七日

内閣總理大臣

高市早告

總理大臣
高市早苗

參議院議員牧山ひろえ君提出物価高対策の緊要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四について
う尋ねる「日清」云々、竊恐

金の減少とあいまつて、家計收支の悪化が深刻化している。

四 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が脅かされている状況と考えるが、政府の認識を示されたい。

政府は、今般の物価高を抑制しなければなら

參議院議員牧山ひろえ君提出物価高対策の緊要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

う。)の貧困に関する支援策の推進に取り組むとともに、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活に必要な保障を行っているところである。

四について

令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「この内閣が最優先で取り組むことは、国民の皆様が直面している物価高への対応です。暮らしの安心を確実かつ迅速に届けてまいります。」と述べたとおりである。

お尋ねの「物価高対策の効果に対する評価」については、例えば、令和七年十月一日の経済財政諮問会議の資料「物価動向及び物価高対策の取組状況について」において、「消費者物価上昇率(総合、前年比は、・・・電気・ガス料金の支援、七・九月使用分)により電気・ガスは低下に寄与していること及び「ガソリン価格(レギュラー、一リットル当たり)は、政策によって、百七十五円近傍で推移」していることを内閣府から報告しているところであり、御指摘の「想定された効果」については、令和六年度補正予算や令和七年度予算における関連施策の所期の効果が発現しているものと考えている。

六について

お尋ねの「物価高を抑制する有効な手段」については、令和七年十月二十一日の閣議における内閣総理大臣指示(総合経済対策の策定について)の第一の柱である「生活の安全保障・物価高への対応」として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による対応や厳冬期の電気・ガス代の支援等、足下の物価高騰に係る対応策の具体的な内容を検討しているところである。

政府としては、かねてから、消費税について

は、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられていることから、消費税率の引下げについては、食料品に対する税率を含め、慎重な検討を要するものと考えているところ、国会での議論を受け、物価高騰に係る対策として消費税率を引き下げるについて改めて検討した結果、令和七年六月六日に衆議院予算委員会において、加藤財務大臣(当時)が「レジシステムの改修等々、様々な影響が生じるため、相当の準備期間が必要だ。また、高所得者や高額消費も含めて負担軽減がなされることになるため、物価高に最も切实に苦しんでいる低所得者の支援という意味では効率性に乏しいといふ点に留意する必要がある」と述べているとおりである。

八の1について

お尋ねの「食料品に係る消費税(付加価値税)をゼロ税率又は非課税としている国における制度設計及び経済効果」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、御指摘の「物価高対策」として、食料品に関して、お尋ねの「ゼロ税率又は非課税」の措置を新たに採用した国における、当該措置の内容や物価高騰の抑制に係る効果を問うものであれば、当該措置の内容は各国における社会経済状況等に応じて様々な要因の影響を受けていると考えられ、一概に申し上げることはできない。

お尋ねの「財政」への影響については、消費税の申告手続において、飲食料品に係る消費税額等の内訳までを申告いたたく仕組みとはなっていなかったため、食料品に限定して税率を零パーセントにした場合の具体的な減収見込額について

お答えすることは困難であるが、軽減税率八パーセントを零パーセントとした場合の減収見込額を機械的に計算すると、国及び地方の合計で五兆円程度となる。なお、食料品を非課税とした場合については検討しておらず、お答えすることは困難である。

お尋ねの「消費者物価指数」及び「家計支出構造」への影響について、御指摘の「我が国が同様の制度を導入した場合」の物価動向については、食料品を含む物品に係るコストや需要の変化といった様々な要素によって影響を受けるため、政府として、確たることをお答えすることは困難である。

お尋ねの「食料品に係る消費税率をゼロ%とする提案に関する質問主意書」右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十月二十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一 殿

食料品に係る消費税率をゼロ%とする提案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十月二十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一 殿

食料品に係る消費税率をゼロ%とする提案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

1 食料品消費税ゼロ%は、他の物価高対策と比較しても物価抑制の確実性が高く、価格低下の有効性という観点からも、大きな効果を期待し得ると考える。この物価抑制の確実性及び効果の大きさという観点から、食料品消費税ゼロ%を上回る施策があると考える場合、その施策を具体的に示されたい。

2 同年十月から十二月までの実質GDP成長率が前期比年率マイナス六・三%と大幅に落ち込み、個人消費が冷え込んだ。これを踏まえ、消費税率の引上げには実質GDP成長率や個人消費を引き下げる効果があるとする場合、消費税ゼロ%導入を含む消費税率の引下げには、これらを引き上げる逆の効果があると考えるが、この見解について政府の認識を示されたい。

3 食料品消費税ゼロ%は、他の物価高対策と比較しても物価抑制の確実性が高く、価格低下の有効性という観点からも、大きな効果を期待し得ると考える。この物価抑制の確実性及び効果の大きさという観点から、食料品消費税ゼロ%を上回る施策があると考える場合、その施策を具体的に示されたい。

1 生産者・供給者への効果について

主党は、食料品に係る消費税率をゼロ%とする措置(以下「食料品消費税ゼロ%」)という導入を提案している。現在、物価高に苦しむ国民生活を直接的に救う即効性のある対策が求められている。食料品消費税ゼロ%は、低所得層への再分配効果が高く、消費喚起による景気の底上げにもつながる。稅收減少の懸念はあるが、景気回復・消費拡大による稅收増加も期待できるため、早急に導入を進めるべきと考える。

以下、本提案に対する利害得失について、質問

1 消費減税に期待し得る効果について

消費税は逆進性を持つため、低所得層ほど負担が重くなる特徴がある。食料品は生活必需品であり、その消費税負担を軽減することは、低所得層の購買力を向上させる効果がある。これにより、可処分所得が増加し、消費全体の拡大が期待できる。

2 二〇一九年の消費税率十%引上げ時には、

同年十月から十二月までの実質GDP成長率が前期比年率マイナス六・三%と大幅に落ち込み、個人消費が冷え込んだ。これを踏まえ、消費税率の引上げには実質GDP成長率や個人消費を引き下げる効果があるとする場合、消費税ゼロ%導入を含む消費税率の引下げには、これらを引き上げる逆の効果があると考えるが、この見解について政府の認識を示されたい。

3 食料品消費税ゼロ%は、他の物価高対策と比較しても物価抑制の確実性が高く、価格低下の有効性という観点からも、大きな効果を期待し得ると考える。この物価抑制の確実性及び効果の大きさという観点から、食料品消費税ゼロ%を上回る施策があると考える場合、その施策を具体的に示されたい。

1 生産者・供給者への効果について

主党は、食料品に係る消費税率をゼロ%とする措置(以下「食料品消費税ゼロ%」)について、需要の安定化(家計の購買力維持により、食料品需要の安定化が見込まれる)、価格転嫁の適正化(税率をゼロ%とすることにより、消費者への価格転嫁が透明化され、価格競争力が向上する)、販売数量の増加実質的な価格低下により、販売数量の増加が期待でき、生産者全体の売上げが安定化するにつながると考え

政府は、食料品消費税ゼロ%による生産者・供給者への効果について、どのように評価するか示されたい。

2 食料自給率を向上させるためには、原材料のコスト高が進行する中で、生産者が価格転嫁を適正に行い、生産を継続できる適正な利益を確保する必要がある。同時に、消費者が食料品の価格高騰に苦しむないようにするために、ある程度リーズナブルな価格水準を維持する必要がある。この一見矛盾する双方の要請を両立するため、食料品消費税ゼロ%の導入が必要と考える。双方の要請を両立する解決策について、政府はどのように考えているか示されたい。

3 納付金との比較について

食料品消費税ゼロ%に関しては、「消費減税よりも低所得層に絞った給付金の方が効果的」との反論がある。給付金は実施までに時間と行政コストを要するが、食料品消費税ゼロ%は全ての消費者に自動的に適用されるため、迅速かつ低コストで実施できると考える。また、給付対象から漏れる者を生まないという公平性の観点からも優れていると考える。食料品消費税ゼロ%と納付金の政策効果の比較評価について、政府の認識を示されたい。

4 経済政策としての意義について

食料品消費税ゼロ%は、福祉政策としての意味合いに止まらず、可処分所得の増加を通じて消費喚起と需要拡大を促し、物価高が経済を萎縮させている現状を根本から変革する画期的な経済政策である。食料品消費税ゼロ%を経済成長戦略の一環として位置付けることを政府は検討すべきと考えるが、見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十一月七日

参議院議長 内閣総理大臣 高市 早苗

閣口 昌一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出食料品に係る消費税率をゼロ%とする提案に関する質問に対する答弁書

別紙答弁書を送付する。

台風や暖冬の影響も挙げられたということで、消費税だけを切り出して景気への影響を論じることは必ずしも適当ではないと述べているところであり、消費税率の引下げによって生じる効果について確たることをお答えすることは困難である。

一の3について

お尋ねの「物価抑制の確実性」及び「価格低下の効果性」の具体的な内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねの「可処分所得の増加効果」については、一般的に可処分所得は実収入から直接税、社会保険料などの非消費支出を差し引いた額、すなわち、手取り収入の額を指しており、食料品の消費税率の引下げが可処分所得の増減に影響を及ぼすわけではないため、御指摘の「食料品消費税ゼロ%」により、当該効果が生じるとは考へていない。

二の2について

御指摘の「双方の要請を両立する解決策」については、食品等の流通の合理化及び取引の適正化については、食料品を含む物品に係るコストや需要の変化といった様々な要素によって影響を受けるため、確たることをお答えすることは困難である。

これらのことから、「食料品消費税ゼロ%」を「可処分所得の増加」等を根拠として「経済成長戦略の一環」として位置付けることは考へていません。

令和元年の消費税率の引上げ時におけるGDPへの影響については、令和六年十二月十八日の衆議院財務金融委員会において、加藤財務大臣（当時）が述べたとおり、「生産から販売に至るコスト指標」の作成や公表を通して、「どれだけのコストが掛かっているのかを明確に」すること等により、「生産者」と「消費者」の双方の理解を得ながら、合理的な費用を考慮した価格形成を促すこととしている。

また、御指摘の「消費者が食料品の価格高騰に苦しまないようにするため」、現在、飲食料品の生産・加工・流通の各段階におけるコストの削減等を推進しているほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者への支援も行っているところである。加えて、今後は、同年十月二十一日の閣議における内閣総理大臣指示（総合経済対策の策定について）に基づき、物価高騰に係る対策も含め、経済対策を取りまとめることとしている。

三について

お尋ねについては、令和七年六月十三日の閣議後記者会見において、加藤財務大臣（当時）が「消費税減税については、これまでにも説明あることは国会で答弁させていただいていますけれども、幅広い国民の負担軽減が可能との主張もありますが、高所得者や高額消費も含めて負担軽減がなされるため、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者支援という意味では効率性が乏しい」ということ、また全国の事業者において、新たな税率に対応するためのレジシステムの改修、新たな値段設定の検討など、様々な影響が生じるため、相当の準備期間が必要になることといったことをこれまでにも申し上げてまいりました。また、現金給付については、どのような政策目的で何を支援されるのか、それによつて制度設計が異なりますので、一概に申し上げることは困難であります。しかし、それでも政策目的との関係それを実現するために必要な期間やコストなどの関係をよく整理する必要があります。それを実現するために必要な期間などに留意をしていく必要がある」と述べているとおりである。

令和8年1月13日 火曜日 発行 官 報 (号外国会議録)

二　以上を踏まえて、以下質問する。

一　国立公文書館の運営に掛かる費用は国が全て負担すべきと考えるが、国立公文書館がSNSを活用して広く寄附を募集することについて、政府は事前に把握していたのか示されたい。

二　国立公文書館が広く寄附を募集している理由を政府は把握しているか示されたい。把握していない場合、その理由を示されたい。

及び三について
お尋ねの「国立公文書館が広く寄附を募集している理由」については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）等に基づき、毎年度、国立公文書館の業務の財源に充てるためには必要な額として交付している独立行政法人国立公文書館運営費交付金のほかに、事業の一層の

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）における寄附金の募集は、従来から行われているものと承知しているが、御指摘の「SNSを活用して広く寄附を募集すること」の逐一については報告を求めておらず、御指摘の「寄附の呼び掛け」についても、事前に把握しているものではない。

参議院議員石垣のりこ君提出回国立公文書館によるSNS上での寄附の募集に関する質問に対する答弁書

右質問する。

国立公文書館によるSNS上の寄附の募集
に関する質問主意書

四
国立公文書館が特定歴史公文書等の保存に掛かる経費を賄えない等の理由により、特定歴史公文書等が廃棄されることは絶対にあつてはならないと考えるが、政府の見解を示されたいた。

三　国立公文書館が寄附を募集する背景には、現状の国立公文書館の予算が不十分であることが考えられる。国立公文書館が寄附を募集せずに運営を行えるように予算を増額すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

充実を図るための財源を確保するためであると承知しており、「現状の国立公文書館の予算が不十分」及び「国立公文書館が寄附を募集せずに運営を行えるように予算を増額すべき」との御指摘は当たつないと考えております。

CC所長の発言を引用する形でジエノサイド条約の早期締結を政府に求める国会での質疑や地方議会での意見書の採択が行われている。世界的に「ジエノサイド」に関する議論が高まる中、日本がジエノサイド条約を締結していないことは、国際

二〇二四年三月十一日に日本人で初めて国際刑事裁判所（ICC）の所長に選出された赤根智子裁判官が、新聞社の取材に、日本が集団殺害犯罪の防止及び处罚に関する条約（以下「ジエノサイド条約」という。）を締結していないことは「世界的に見て恥ずかしいこと」、「早く国内法整備に取り掛かつてもらいたい」と述べたこと（『産経新聞』二〇二四年三月十三日）が注目され、その後、赤根一

參議院議長 関口 昌一殿

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法との関係の整理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十月二十八日

し、及び一般の利用に供すること等の事業を適切に行っているところであり、政府としては引き続き、独立行政法人国立公文書館運営費交付金によりこれを支援してまいりたい。

四について

充実を図るための財源を確保するためであると承知しており、「現状の国立公文書館の予算が不十分」及び「国立公文書館が寄附を募集せずに運営を行えるように予算を増額すべき」との御指摘は当たうないと考えております。

以上を踏まえ、以下質問する。なお、本質問しているが、当方の日本語による記述の内容にかかわらず、当該英文の原典に依拠して答弁されたい。

一　ロシア、中国及び北朝鮮は、ジエノサイド条約について、加入又は批准をしているか。

二　経済協力開発機構(O E C D)の加盟国うち、ジエノサイド条約について、加入・承認又は批准のいざれもしていない国はどこか。

刑法の判例が蓄積されており、また日本の
刑事法だけが世界的に見て特異な法体系であると
は思えず、適切な立法措置を講ずることにより、
条約と国内法制との整合性を確保することは可能
だと考える。

いは直接かつ公然の扇動という規定がございますけれども、その意味するところが必ずしも明確ではないといったこともあります。したがつて、これらの規定の国内法上の整備を含めて、やはり条約と国内法制との関係を整理する必要があると、いうふうに考えております。」と答弁した。しかし、ジエノサイド条約が発効した一九五一年当時は異なり、現在では、ジエノサイドに関する国

令和8年1月13日 火曜日 発行 官 報 (号外国会議録)

障害となつてゐるが發觸した(Japan had no
acceded to the Convention on account of what
it saw as a legal obstacle constituted by the
provision on incitement to commit genocide
contained in article III of the Convention.)。
また、日本では表現の自由を侵害しなつても
に、煽動罪が規定されぬことはまれであつて、
その場合でも最も重大なケースのみであつて發
觸した(In order not to encroach on freedom
of expression, "incitement" was rarely cited in
Japan, and only in the most serious cases.)。

三 ジエノサイドの煽動について、町村信孝外務大臣(当時は)は、二〇〇五年十月十一日の参議院外交防衛委員会において、「それを扇動するという際には例えば憲法で定める表現の自由との関係がどうなるのかといった、なかなかこれは法律的に難しい議論があるようあります。」と答弁した。

しかし、ジエノサイド条約第五条は、締約国は、自国の憲法に従つて(in accordance with their respective Constitutions)「必要な立法法を行つ」とを約束する旨規定していることから、ジエノサイド条約の国内担保法としては、日本国憲法に抵触しない範囲内で犯罪の構成要件を設ければ足りるのではないか。また、日本国憲法を理由にジエノサイド条約が求める内容の全てを国内担保法に規定することができない場合であつても、ジエノサイド条約に抵触しないのではないか。

四 一九九五年五月十一日に開催された国連国際法委員会第二千三百八十三回会議の会議録(A/CN.4/SR.2383)パラグラフ十一及び十二によれば、日本人の委員は、日本がジエノサイド条約の加盟国となつていない理由として、ジエノサイド条約のジエノサイドの煽動の規定が法的な障害となつてゐる旨発言した(Japan had no

しかし、日本の国内法制が煽動罪を「the most serious cases」（最も重大なケース）に限定していとも、集団殺害犯罪（The crime of genocide）は、国際社会全体の関心事である「the most serious crimes」（最も重大な犯罪）の一つである（国際刑事裁判所に関するローマ規程（平成十九年条約第六号）。以下「ICC ローマ規程」という。）第五条一（a）以上、「the most serious crimes」の一つであるジェノサイドについての発言は、日本がジェノサイド条約を締結しない理由にならないのではないか。

ICC ローマ規程にはジェノサイドの国内法による犯罪化を義務付ける規定はないが、ICRC ローマ規程前文は、「国際的な犯罪について責任を有する者に対する刑事裁判権を行使する」とがすべての国家の責務であると規定している。

日本が国内法を整備し、国際的な犯罪であるジェノサイドについて責任を有する者に対して刑事裁判権を行使する」とは、この ICC ローマ規程前文の責務か。

右質問する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問に対する答弁書

一について

　国際連合の公表によれば、北朝鮮は、集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約（以下「ジエノサイド条約」という。）に加入しており、また、ロシア及び中国はジエノサイド条約を批准していると承知している。

二について

　国際連合の公表によれば、お尋ねの「加入、承継又は批准のいざれもしていない国」に該当するのは、我が国であると承知している。

三について

　前段のお尋ねについては、ジエノサイド条約は、締約国に対し、集団殺害等の行為を国内法により犯罪化する義務を課していることから、ジエノサイド条約を締結するためには、ジエノサイド条約上の義務と国内法制との関係を整理する必要があり、関係省庁において議論を深めてきているところである。後段のお尋ねについては、「ジエノサイド条約が求める内容の全て」及び「ジエノサイド条約に抵触しない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮にジエノサイド条約上の義務の具体的な内容についてのお尋ねであれば、ジエノサイド条約を締結するためには、当該内容について整理する必要がある。

四について

　お尋ねの「日本人の委員」の発言は、国連国際法委員会の委員としてなされたものであり、我が国政府の見解として述べたものではなく、また、「[the most serious crimes]」の一つであ

るジエノサイドについて「the most serious cases」（最も重大なケース）である煽動罪を設ける」と、「法的な障害」はなくの意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、ジエノサイド条約は、締約国に対し、集団殺害等の行為を国内法により犯罪化する義務を課していることから、ジエノサイド条約を締結するためには、ジエノサイド条約上の義務と国内法制との関係を整理する必要があり、関係省庁において議論を深めてきているところである。

五について

お尋ねの「前文の責務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際刑事裁判所に関するローマ規程（平成十九年条約第六号）前文は、国際法によって处罚すべきことが定められている国際的な犯罪とされる行為について、刑事裁判権を行使することが全ての国家の責務であることを一般的に述べているものであり、お尋ねの「ジエノサイドについて責任を有する者に対して刑事裁判権を行使する」ための国内法の整備について義務付けるものではないと認識している。

一千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条（C）の共謀に関する質問
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十月二十八日

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約(昭和三十年条約第十八号)以下「危険薬品不正取引防止条約」という。)第二条は、「各締約国は、次に掲げる行為を特に監禁刑その他の自由刑による厳重な刑罰に処するため、必要な法規を定めることに同意する。」と規定している。同条(c)には、「前記の違反行為を行ふための共謀」(Conspiracy to commit any of the above-mentioned offences)が掲げられているが、同条(c)の「共謀」(conspiracy)の定義を示されたい。

二 危険薬品不正取引防止条約第二条(c)の規定の国内担保法の規定は何か。
右質問する。

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条(c)の共謀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条(c)の共謀に関する質問に対する答弁書
について
千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約(昭和三十年条約第十八号)以下「条約」という。)には、お尋ねの「「共謀」(conspiracy)の定義に関する規定は置かれていないが、政府としては、条約第二条(b)に規定

する「故意の参加」及び(c)に規定する「共謀」とは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一編第二章に規定する共犯に当たるものであると考えている。

二について

条約第二条の規定による同条に掲げる行為を処罰するために必要な法規を定める義務のうち、同条(b)及び(c)に係る部分については、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条及び第六十八条の二並びに刑法第一編第十一章の規定によって担保されているものと考えている。

高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十月二十八日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条(c)の共謀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条(c)の共謀に関する質問に対する答弁書
について
上野賢一郎厚生労働大臣は令和七年十月二十二日の就任最初の記者会見で、高市早苗内閣総理大臣から、残業時間の上限を定めた労働時間規制の緩和検討の指示があつたと明らかにした。一方で、高市内閣総理大臣が令和七年十月二十四日に行なった所信表明演説では労働時間規制の緩和について言及はなかつた。

平成三十一年四月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成三十年法

律第七十一号)が施行され、時間外労働の上限は、月四十五時間、年三百六十時間を原則とし、臨時の特別な事情がある場合でも単月百時間未満、複数月平均八十時間以内、年七百二十時間を限度に設定されている。これは労働災害認定で業務と過労死等との関連性の評価に用いられる、いわゆる過労死ラインを基準に設けられたものである。

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、上野厚生労働大臣が令和七年十月二十二日の厚生労働大臣就任に当たつての記者会見において「総理からは、(中略)心身の健康維持と従業者の選択を前提とした労働時間規制の緩和の検討を行うこと(中略)を進めよう」と指示がありました」と述べているところである。

二について
お尋ねについて、御指摘の所信表明演説の内容については、閣議で検討を行つた上で、最終的に内閣として決定したものであり、御指摘の「指示」は、高市内閣総理大臣から上野厚生労働大臣に対して行われ、令和七年十月二十二日の記者会見において、同大臣が「労働基準関係法規の見直しについては、昨日の総理からの指示も踏まえて、今後、総点検の結果を精査しながら、審議会で議論を深めてまいりたいと考えています」と述べているとおり、今後、厚生労働

はならないと考えるが、今後過労死ラインを超えることもあり得るか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十一月二十八日 參議院會議錄第五号

質問主意書及び答弁書

高市早苗内閣總理大臣の所信表明演説で言及されたTSMCの経済効果に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十月二十九日

卷之三

六
九

- 1 -

率を示されたい。
右質問する。

令和七年十一月十一日

現 進 援 の 事

官

発行

火曜

二 令和七年十月二十八日現在、認定特定半導体生産施設整備等計画は三企業による七計画があり、TSMCとその子会社への最大助成額は、全計画に対する最大助成額の合計の半分以上である。日本の企業に対してではなく、台湾の企業に対し巨額の助成を決定した理由を示されたい。

「様々な経済効果が現れ始めている。」との発

Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社(以下「JASM」といふ)から提出された特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第十二条第一項に規定する特定半導体生産施設整備等計画について、同条第三項の規定に基づく認定を行い、TSMC及びJASMを国立研究開発法人新エネルギー・産業技術

によると、同県でのJASMによる半導体の工場の建設等により、同県において令和四年から十年間で約十一・二兆円の経済効果と一万人以上の雇用の創出が期待されていると承知している。また、前述のとおり、お尋ねの「雇用者数について、「TSMC」が熊本県に進出したことに伴い新たに創出されたものであるか否かを網羅的に把握することは困難であることから、「そのうちの外国人労働者の数及び比率」についてお答えすることは困難である。

（一）旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（以下「I C T Y」という。）の設立を決定した国連安全安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議第八百八号（一九九三年採択）は、国連事務総長に I C T Y 設立に関する報告を求め、国連事務総長は、「REPORT OF THE SECRETARY-GENERAL PURSUANT TO PARAGRAPH 2 OF SECURITY COUNCIL RESOLUTION 8088

高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたTSMCの経済効果に関する質問主意書

令和七年十一月十一日
内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員石垣のりこ君提出高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたTSMCの経済効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

総合開発機構が同法第二十九条第一号の規定に基づき交付する助成金の交付対象とすることを「決定した理由」については、半導体の中でも、とりわけ、同法第二条第四項に規定する特定半導体については、国際的にもその生産能力が限られているため、御指摘の「日本の企業」であるか否かにかかわらず、国内における安定的な生産体制を確保することが重要であると考えているためである。

ジエノサイドの罪の慣習国際法化に関する

ジエノサイドの罪の慣習国際法化に関する質問主意書

国連事務総長報告書のパラグラフ三十四には、罪刑法定主義の原則が適用されないとか、設立される国際裁判所は、疑いなく慣習法となつてゐる国際人道法のルールを適用すべきである旨が記載されてゐる(the application of the principle nullum crimen sine lege requires so that the problem of adherence of some but not all States to specific conventions does not arise.)。しかしハトウ田中は、「戦ふたゞく国際慣習法となつてゐる条約国際人道法の構成要素として、シヨノサイド条約に具体化された武力紛争に適用され得る法が挙げられてゐる」(The part of conventional international humanitarian law which has beyond doubt become part of international customary law is the law applicable in armed conflict as embodied in: (母艦) the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide of 9 December 1948)。

また、パラグラフ四十五には、「シヨノサイド条約は、ICOJ勧告的意見によつて示されたように、今日では国際慣習法と考へられる記載われてゐる(The Convention is today considered part of international customary law as evidenced by the International Court of Justice in its Advisory Opinion on Reservations to the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, 1951.)。」とある。しかしハトウ田中は、「設立される国際裁判所の規程においても、ICOJサイド条約の規定と同じ文言が用ひられて記載されてゐる(The relevant provisions of the Genocide Convention are reproduced in

the corresponding article of the statute)」。

前記の内容に相違はないか。

1) 一九九三年五月二十五日、安保理非常任理事国であった日本も賛成し、安保理決議第八百二十七号(以下「安保理決議八二七」といふ)が採択された。これにより、国連事務総長報告書附属書(以下「Annex」といふ)に提示された第四条(及ぶ)の規定(「Statute of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia (以下「ICOJ規程」といふ)第四条(及ぶ)の規定)になつた。安保理の会議録(S/PV.3217)によれば、日本政府は、国連事務総長報告書は政治的要請と法的要請の間で適切なバランスをとつたすばらしいものである旨発言してゐる(the Secretary-General has provided us with an excellent report which strikes a proper balance among a variety of factors, particularly between political and legal demands.)。然だ、ICOJ規程の罪刑法定主義の問題等について更なる法的な検討は可能だつたかも知れないが、この点について日本は安保理議長や事務局とも緊密な協議を行つた旨発言してゐる(Perhaps more extensive legal studies could have been undertaken on various aspects of the Statute, such as the question of the principle of nullum crimen sine lege and on measures to establish a bridge with domestic legal systems. In this connection, Japan has kept in close consultation with the President as well as with the Secretariat.)。

前記の内容に相違はないか。

五 政府は、シヨノサイド条約第二条及び第三条の規定の内容が当時慣習国際法となつてゐることを認識した上で、安保理決議八二七に賛成したか。

六 ICOJ Tadić事件判決(Case No. IT-94-1-A, 15 July 1999)パラグラフ一百八十七によつて、安保理は、ICOJ規程が慣習国際法の範囲内にとどまることを意図したものと推定されると批判した(In the case of the Statute, it must be presumed that the Security Council, where it did not explicitly or implicitly depart from general rules of international law, intended to remain within the confines of such rules.)。然だ、ICOJの裁判官であった多谷千香子氏は著書「戦争犯罪と法」(1996年、岩波書店)において、ICOJ規程について、「ICOJに対するわれらの批判は、遡及的にICOJに対するもの」の批判は、遡及的に一九九一年以降の犯罪をICOJが対象とする点(中略)が、罪刑法定主義に反するところである。なぜほう、ICOJは一九九三年に設置されたが、ICOJ Statute

(Case No. IT-05-88/2-T)パラグラフ七百八十四におこゝて、ICOJとむるンダ国際刑事裁判所(以下「ICTR」といふ)の判例によれば、ICOJ規程第四条(1)の規定は、ジェノサイド条約の規定を直接用いたものである旨判示した(According to the jurisprudence of the ICTY and the ICTR, (母艦) Article 4 (3) of the Statute was taken directly from the Genocide Convention.)。

政府は、犯罪の構成要件について Annexに提示された第四条(及ぶ)の規定が、シヨノサイド条約第二条及び第三条の規定と全く同じ文言を用いたものであることを認識した上で、安保理決議八二七に賛成したか。

七 安保理は、安保理決議第九百五十五号(一九九四年採)。以下「安保理決議九五五」という)により、ICTRの設立を決定し、安保理決議九五五の附属書に記載したStatute of the International Tribunal for Rwanda(以下「ICTR規程」といふ)を採択した。犯罪の構成要件について、ICTR規程第二条(及び)の規定の文言は、シヨノサイド条約第二条及び第三条の規定の文言並びにICOJ規程第四条(及び)の規定の文言と全く同じである。ICTR規程第二条(及び)の規定の内容は、安保理決議九五五の採択当时、慣習国際法となつていたか。

七 安保理は、安保理決議第九百五十五号(一九九四年採)。以下「安保理決議九五五」という)により、ICTRの設立を決定し、安保理決議九五五の附属書に記載したStatute of the International Tribunal for Rwanda(以下「ICTR規程」といふ)を採択した。犯罪の構成要件について、ICTR規程第二条(及び)の規定の文言は、シヨノサイド条約第二条及び第三条の規定の文言並びにICOJ規程第四条(及び)の規定の文言と全く同じである。ICTR規程第二条(及び)の規定の内容は、安保理決議九五五の採択当时、慣習国際法となつていたか。

右質問する。

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員伊勢崎賢治君提出ジェノサイドの罪の慣習国際法化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出ジェノサイドの罪の慣習国際法化に関する質問に対する
答弁書

について

国際司法裁判所が千九百五十一年五月二十八日に発表した「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約に対する留保に關する勧告的意見」は、御指摘のとおり、「the principles underlying the Convention are principles which are recognized by civilized nations as binding on States, even without any conventional obligation」(判示してある)承知してゐるが、

この意見における「the principles underlying the Convention」の意味するところについて、様々な議論があると承知しております。お尋ねについて断定的にお答えすることは困難である。その上で、集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約前文の「集団殺害が、国際連合の精神および目的に反し、かつ、文明世界から強く非難された国際法上の犯罪である」との点については、一般論として、現在においては、国際社会において広く受け入れられているものと認識しております。政府としては、例えば、令和六年二月八日の衆議院予算委員会において、上川外務大臣(当時)が「ジエノサイドのような、国際社会全体の関心事であります最も重大な犯罪を犯した者が処罰をされずに済まされてはならないと考えているところでござります」と述べているとおりである。

二及び三について
御指摘のとおりである。
四について
お尋ねの「認識した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの国際連合安全保障理事会以下「安保理」といふ。決議第八百二十七号に対する投票態度は、

政府として総合的に判断した上で決定したものである。

五及び六について

お尋ねの「認識した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「ジェノサイド条約第二条及び第三条の規定」及び「Annexに提示された第四条二及び三の規定」の内容が慣習国際法として成立していたと言えるかを含め、お尋ねの安保理決議第八百二十七号に対する投票態度は、政府として総合的に判断した上で決定したものである。

七について

慣習国際法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立していること、すなわち一般慣行及びそれを法的なる義務として確信する諸国家の信念、すなわち法的確信が存在することが必要であるが、平成六年時点での御指摘の「ICTR規程第二条二及び三の規定」の内容が慣習国際法として成立していたと言えるかについては、様々な議論があると承知しております。断定的にお答えすることは困難である。

他方、現在提案されようとしている二〇二五年八月十五日付けの修正案草案には、「ADBは途上加盟国(DMCs)がエネルギーミックスにおける潜在的な技術として原発を探求することを支援する。ADBは、原発が電力部門の排出削減およびエネルギーの安全性、信頼性、そして経済性を強化するうえでの役割を認識する。ADBは、発電拡大計画に原子力技術を含めようとするDMCsを支援する用意がある。」この支援は、主として、将来的に行われるインフラ投資を見据えて、人材および制度的能力を構築・強化することに焦点を当てる。それは、投資のライフサイクルコストや、安全性、セキュリティ、保障措置、規制能力、廃棄物管理、廃炉、そして核不拡散などに関する課題を考慮に入れつつ、最先端の原発投資のための整備された環境を育成することを含む。」と記載されている。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一 殿

アジア開発銀行(ADB)の原発支援への方針

転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月五日

二について
アジア開発銀行による御指摘の「エネルギー政策」の「修正」案については、令和七年七月二十一日に、同行事務局から日本政府を代表する理事を含めた各理事に報告された。

三について
お尋ねの「ADBのエネルギー政策」の「修正」については、今後、アジア開発銀行の理事会で議論される予定であるところ、同行事務局の説明や理事会における合意形成の状況等を踏まえて対応する必要があるため、日本政府としての対応について現時点でお答えすることは困難である。いずれにせよ、日本政府としては、我が国エネルギー政策との整合性等も踏まえ、適切に対応する考えである。

三 統合幕僚監部が公表した「令和六年度日米共同統合演習(実動演習)「K e e n S w o r d 25」について」において、「実施場所(基準)」に「民間空港・港湾」が挙げられている。

この「民間空港・港湾」の中で、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき自衛隊が利用した特定利用空港・港湾を示されたい。また、その利用の内容及び頻度を特定利用空港・港湾ごとに示されたい。

四 統合幕僚監部が公表した「令和七年度自衛隊統合演習(実動演習)について」において、「実施場所(基準)」に「民間空港・港湾」が挙げられている。

この「民間空港・港湾」の中では、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき自衛隊が利用した特定利用空港・港湾を示されたい。また、その利用の内容及び頻度を特定利用空港・港湾ごとに示されたい。

五 自衛隊の施設設計に適用される要領等として、海上自衛隊の港湾施設の設計に適用される「港湾施設設計要領」、自衛隊施設等の道路施設(装軌車両を含む)の設計に適用される「道路施設設計要領」、「飛行場基本施設等の設計要領」等がある。特定利用空港・港湾の整備及び沖縄県と北海道に所在する特定利用空港・港湾とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に当たって、これらの要領等の全部又は一部が適用若しくは準用又は参考として参照されることがあるか示されたい。また、これらの要領等とは関係なく、特定利用空港・港湾となつた空港・港湾及び道路ネットワークの整備の対象となつた道路について、その設計や規格を自衛隊の利用のために変更することはあるか示されたい。

六 現在行われている特定利用空港・港湾の整備の具体的な内容及びその予算額を特定利用空港・

質問主意書及び答弁書

港湾」として示されたい。
右質問する。

令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「円滑な利用に関する枠組み」に基づき、自衛隊が利用した「特定利用空港・港湾」については、令和七年十月三十一日時点を把握している限りにおいては、次のとおりである。

那覇空港、鹿児島空港、徳之島空港、宮崎空港、大分空港、熊本空港、長崎空港、福江空港、北九州空港、南紀白浜空港、仙台空港、青森空港、函館空港、平良港、石垣港、鹿児島港、志布志港、川内港、名瀬港、熊本港、八代港、博多港、高知港、須崎港、宿毛湾港、高松港、金沢港、青森港、室蘭港、苫小牧港、函館港、釧路港、留萌港、石狩湾新港

お尋ねの「頻度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「令和七年度自衛隊統合演習(実動演習)」において、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき、自衛隊の装備品及び防衛省において実施している「民間船舶の運航・管理事業」に係る民間船舶を用いて、自衛隊が利用した御指摘の「特定利用空港・港湾」における①実施した訓練の内容及び②利用した回数を「特定利用空港・港湾」ごとにお示しするところ、それぞれ次のとおりである。

徳之島空港	①訓練、広報等	②八回
宮崎空港	①訓練	②二回
長崎空港	①訓練等	②三十九回
福江空港	①訓練、広報等	②二十一回
北九州空港	①訓練	②四回
石垣港	①広報等	②五回
鹿児島空港	①訓練、広報	②六回
志布志港	①広報	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②一日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知港	①広報等	②四回
須崎港	①広報	②二回
宿毛湾港	①広報	②一回
高松港	①訓練、広報等	②六回
室蘭港	①訓練、広報等	②三回
苫小牧港	①訓練、広報	②十回
釧路港	①訓練、広報	②四回
留萌港	①広報	②四回
石狩湾新港	①広報等	②二回
那覇空港においては、訓練、広報等のために利用し、熊本空港においては、訓練のために利用したところ、これらの空港においては、自衛隊が頻繁に利用していることから、利用した回数については集計しておらず、お答えすることは困難である。		

徳之島空港	①機動展開	②二日
宮崎空港	①機動展開	②一日
熊本空港	①機動展開	②三日
長崎空港	①機動展開	②三日
福江空港	①機動展開	②一日
鹿児島空港	①機動展開	②一日
志布志港	①機動展開	②二回
川内港	①訓練	②一回
名瀬港	①訓練	②三回
熊本港	①訓練	②二回
八代港	①広報	②一回
博多港	①広報等	②六回
高知		

整備計画局施設技術管理官通知)、「道路施設設備要領について(通知)」(平成二十九年九月十四日付け防整技第一三六八二号防衛省整備計画局施設技術管理官通知)及び「飛行場基本施設等の設計要領について(通知)」(平成二十八年四月一日付け防整技第七三七二号防衛省整備計画局施設技術管理官通知)は、自衛隊施設の設計に適用されるものであるのに対し、お尋ねの「特定利用空港・港湾の整備及び沖縄県と北海道に所在する特定利用空港・港湾とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備」の対象は、現時点では、自衛隊施設を除く空港、港湾及び道路としており、お尋ねのように「これらの要領等の全部又は一部が適用若しくは準用又は参考として参照されること」は現時点で想定していない。また、お尋ねの「設計や規格を自衛隊の利用のために変更する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「特定利用空港・港湾となつた空港・港湾及び道路ネットワークの整備の対象となつた道路」については、「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラの運用・整備方針について」(令和六年四月一日総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議確認)において、「国土交通省は、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る。」としているところである。

容及びその予算額」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「特定利用空港・港湾の整備」について、令和七年度における①事業の内容及び②予算額を「特定利用空港・港湾ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

那覇空港 (1)誘導路、エプロン及び照明施設の改良、航空保安無線施設の改修等 (2)八十九億円

鹿児島空港
航空保安無線施設の改修等
徳之島空港
①照明施設の改良、空港用地の
整備、航路標識の改修等
②二十億円
③誘導路及び照明施設の改良
④機場内道路の改修等
⑤機場内道路の改修等

整備 航空保安無線施設の改修等 ②二億円
宮崎空港 ①照明施設の改良、航空保安無線
施設の改修等 ②二十五億円

②十九億円 熊本空港
①照明施設の改良、航空保安無線
空港用地の整備、航空保安無線施設の改修等

施設の改修等 ②十四億円
長崎空港 ①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修等 ②九億円

福江空港 (1) 照明施設の改良、空港用地の整備等 (2) 三億円
北九州空港 (1) 滑走路、エプロン及び照明施

設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修等 ②六十九億円

山口宇部空港(①滑走路、誘導路及び照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修等) ②四億円

南紀白浜空港
良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修
等 ②十一億円

② 三億円

仙台空港

① 航空保安無線施設の改修等

青森空港

① 照明施設の改良、航空保安無線

お尋ねの「現在行われている」及び「具体的な

令和七年十一月二十八日 參議院會議錄第五号

質問主意書及び答弁書

施設の改修等	(2)四億円
函館空港	(1)空港用地の整備、航空保安無線
施設の改修等	(2)十億円
平良港	(1)防波堤の建設及び改良、岸壁の改
良	(2)十八億円
石垣港	(1)泊地及び防波堤の建設、道路の改
良	(2)二十五億円
鹿児島港	(1)道路の建設 (2)三十六億円
志布志港	(1)岸壁及び航路・泊地の建設、防
波堤の建設及び改良	(2)九億円
川内港	(1)泊地、岸壁及び航路・泊地の建
設	(2)八億円
西之表港	(1)泊地及び岸壁の建設、防波堤の
改良	(2)八億円
名瀬港	(1)防波堤及び岸壁の改良 (2)八億円
和泊港	(1)防波堤の建設 (2)七億円
熊本港	(1)防波堤及び岸壁の建設 (2)九億円
八代港	(1)航路の建設 (2)十八億円
博多港	(1)航路及び岸壁の改良 (2)二十八億
円	境港
須崎港	(1)岸壁の建設、防波堤の改良 (2)五億
宿毛湾港	(1)防波堤の改良 (2)八億円
高知港	(1)防波堤の建設及び改良 (2)十八億
円	高松港
敦賀港	(1)岸壁の建設 (2)六億円
億円	金沢港
良	(1)航路の建設、泊地及び防波堤の改
五億円	(2)十八億円
室蘭港	(1)防波堤及び岸壁の改良 (2)六億円
苦小牧港	(1)防波堤、岸壁及び港湾施設用地
青森港	(1)岸壁の建設、道路の改良 (2)二十
の建設、航路の改良	(2)二十九億円

<p>函館港 ①岸壁の建設及び改良、防波堤及び道路の改良 ②十二億円</p> <p>釧路港 ①防波堤及び航路・泊地の建設、泊地、防波堤及びひ道の改良 ②三十億円</p> <p>留萌港 ①航路、防波堤及び岸壁の改良 ②三億円</p>	<p>石狩湾新港 ①防波堤及び岸壁の建設 ②十九億円</p>	<p>白老港 ①防波堤の建設 ②一億円</p>
<p>有事における特定利用空港・港湾の利用に関する質問主意書</p>	<p>右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。</p>	
<p>令和七年十一月七日</p>		
<p>参議院議長 関口 昌一殿</p>	<p>福島みづほ</p>	
<p>有事における特定利用空港・港湾の利用に関する質問主意書</p>	<p>有事における特定利用空港・港湾の利用について、以下質問する。</p>	
<p>一 内閣官房が公表した「総合的な防衛体制の強化に資する取組について(公共インフラ整備)」(以下「当該資料」という。)によれば、特定利用空港・港湾に係る自衛隊・海上保安庁利用のイメージとして、「航空機を状況に応じて配置することにより、侵攻部隊に対し、より遠方で対応します。」、「上記の実効性を確保するため、平素から訓練等で空港・港湾を利用します。」としている。</p>	<p>平素から訓練等で空港・港湾を利用するの</p>	
<p>は、有事の際に特定利用空港・港湾において侵攻部隊に対し、より遠方で対応するためか示さない。</p>		

二 内閣官房が公表した「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ & A（令和七年八月二十九日更新）（以下「Q & A」という。）には、存立危機事態及び重要影響事態における自衛隊による特定利用空港・港湾の利用について明記されていない。一方、内閣官房・国土交通省・防衛省は令和六年三月二十一日、「確認事項（案）の二の文中の「・・・、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の「存立危機事態」や、「重要影響事態」、いわゆる「グレーゾーン事態」が含まれると考えてよいのか。また、含まれる場合には、港湾法等の既存法令に基づき、利用調整を行うものと考えてよいのか。」との高知県の質問に対し、「お質しの通り、相違ありません。」と回答した。

1 存立危機事態及び重要影響事態は、当該資料における「円滑な利用に関する確認事項」中、「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の完全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）に該当するか示されたい。

2 Q & Aでは、「Q3…この取組は有事を対象とするのですか？」に対して、「A3…この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。」としている。

Q3における「有事」の定義と、Q3を含むQ & Aにおける「平素」の定義を示されたい。

また、存立危機事態及び重要影響事態は、「有事」と「平素」のいずれに該当するのか示されたい。

「有事」について、政府は昭和五十七年四月

二十一日の衆議院外務委員会において、「日本にとって有事とは何ぞや、こういうことになるわけでござりますけれども、この有事となることも厳密な法律的定義があるわけではございませんけれども、われわれが日本にとつての有事といいます場合には、今までお答えしてまいりましたのは、自衛隊法第七十六条によりますところの防衛出動が下令された、あるいは下令されるというような事態を日本にとっての有事というふうに申しております。」と答弁した。また、「極東有事」について、政府は平成八年五月十四日の衆議院安全保障委員会において、「有事とは何かということがあります」と答弁した。また、「極東有事」について、政府は平成八年五月十四日の衆議院安全保障委員会において、「有事とは何かということがあります」と答弁した。また、「極東有事」について、政府は平成八年五月十四日の衆議院安全保障委員会において、「有事とは何かといふことになるわけであります。」と答弁した。また、「極東有事」について、政府は平成八年五月十四日の衆議院安全保障委員会において、「有事とは何かといふことになるわけであります。」と答弁した。

3 これらの政府答弁によれば、Q3における「有事」は、存立危機事態及び重要影響事態を含む概念と思料するが、政府の見解を示されたい。

4 2に関して、Q3は、「有事」についての質問であり、「有事」を修飾する語句がないにもかかわらず、A3は、「武力攻撃事態のようないふ事」として、「有事」の内容を武力攻撃事態に限定し、存立危機事態及び重要影響事態を例示しない表現をしている。また、A3は、「この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもの」としているが、この表現では、存立危機事態及び重要影響事態はこの取組の対象に該当しないと国民が理解

する可能性が高く、現に、この点について高知県のほか香川県も政府に質問している。この取組が存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾の利用も対象とする場合、その旨をQ & Aに明記しない理由を示さねたい。

5

令和六年四月十八日の参議院国土交通委員会において、齊藤鉄夫国土交通大臣（当時）は、「関係閣僚会議の資料の公表や、本件取組についての二十六間にわたるQアンドAを作成し公表するなど、今回の取組について公開し、地方議会や地域住民の皆様を含め広く関係者の理解が進むよう努めてきたところでございます。」と答弁した。

この取組が存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾の利用も対象とする場合、その旨をQ & Aに明記すべきではないか。そのほか、その旨を内閣官房のウェブサイトに掲載するなど、地方議会や地域住民を含め広く関係者の理解が進むよう努めるべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

その上で、存立危機事態又は重要影響事態が「緊急性が高い場合」に該当するかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。

二の2及び3について

有事については、法令上の用語ではなく、正確な定義があるわけでもないが、お尋ねの「Q3における「有事」については、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態という意味で用いており、お尋ねの「Q3を含むQ & Aにおける「平素」については、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の状況という意味で用いており、存立危機事態又は重要影響事態も排除していない。

二の4及び5について

お尋ねの「取組」における空港又は港湾の利用調整については、「存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾の利用」を排除するものではないが、あくまで自衛隊又は海上保安庁がそれぞれの空港又は港湾の特徴を把握でき、ひいては「侵攻部隊に対し、より遠方で対応すること」にも資するものである。一方で、実際に「有事の際」に利用する空港又は港湾は「特定利用空港・港湾」に限られない。

二の1について

お尋ねの「円滑な利用に関する確認事項」における「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」としては、例えば、災害時ににおいて救助部隊の派遣が必要な場合や弾道ミサイルに対する場合を想定しており、また、航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」としては、例えば、自衛隊又は海上保安庁の航空機又は船舶に不測の事態が発生し、安全を確保する必要がある場合を想定している。

府がそれぞれの空港又は港湾の特徴を把握でき、ひいては「侵攻部隊に対し、より遠方で対応すること」にも資するものである。一方で、実際に「有事の際」に利用する空港又は港湾は「特定利用空港・港湾」に限られない。

まで開催された国際博覧会(以下「博覧会」という。)の参加国がその責任において委託事業者を選定して実施するものであり、政府は「海外パビリオンの解体工事」の契約の当事者ではないことから、お尋ねの「解体工事が始まっている出国の数」、「工事は始まっているが解体業者と契約を締結している出国の数」及び「解体業者との契約のめどが立っていない出国の数」については、承知していない。なお、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)によれば、御指摘の「海外パビリオン」の出展をする国が建物、内外装及び展示の整備等をする方式(以下「タイプA」という。)で出展した四十七箇国(うち、同年十一月十八日時点で、三十四箇国)の「海外パビリオン」について、博覧会協会がその解体工事の開始に係る許可証を交付していると承知しており、博覧会協会が令和四年六月に公表した「パビリオン・タイプA(敷地渡し方式)の工事・解体に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示されたスケジュールに沿って「海外パビリオン」の撤去及び解体が進むよう、博覧会協会及び政府が引き続き参加国を支援していく。

二について
二について述べたとおり、タイプAで出展

した全ての参加国が、ガイドライン及び工程表に基づいた計画を策定し、御指摘の「海外パビリオンの解体」に関する工事又はその準備を進めているものと承知しているため、政府としては、現時点において、御指摘の「敷地が返還されない場合」を想定しておらず、仮定の質問についてお答えすることは差し控えたい。

三について
三についてで述べたとおり、タイプAで出展した全ての参加国が、ガイドライン及び工程表に基づいた計画を策定し、御指摘の「海外パビリオンの解体」に関する工事又はその準備を進めているものと承知しているため、政府としては、現時点において、御指摘の「敷地が返還されない場合」を想定しておらず、仮定の質問についてお答えすることは差し控えたい。

四について
四についてで述べたとおり、タイプAで出展した全ての参加国が、その責任において委託事業者を選定し、委託事業者と受託事業者との間で、工期、金額、作業内容などの条件について合意した上で実施されたものであるため、個別の契約の問題については、一義的には当事者間で解決がなされるべきものであると考えている。その上で、政府としては、博覧会協会及び関係行政機関と一体となって、受託事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

五について
五についてで述べたとおり、タイプAで出展した参加国に対し、御指摘のとおり、原則として令和八年四月十三日までに「敷地を返還する」ととされており、また、博覧会協会が令和五年二月に公表した会場全体概略工程表(解体工事用)(以下「工程表」という。)においては、タイプAで出展した参加国が、建物のリユース等に係る取組に時間を要するために、やむを得ず御指摘の「敷地を返還する期限を延長する必要がある場合には、その期限から概ね三ヵ月以内」を上限として「必要な延長期間」を設定すること

とされているところ、博覧会協会によれば、現時点において、タイプAで出展した全ての参加国がこれらに基づいた計画を策定し、御指摘の「海外パビリオンの解体」に関する工事又はその準備を進めているものと承知している。

令和七年十一月十一日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一 殿

いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問主意書

文部科学省が令和七年十月二十九日に公表した「令和六年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は七十六万九千二十二件であり、過去最多を更新した。いじめ発生時、いじめを受けた児童生徒に対しては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心のケアを行うことが重要である。同時に、いじめを行つた児童生徒に対して、いじめ行為を否定する等の指導を行うだけでなく、カウンセリング等を行うことが必要と考える。しかし、地方公共団体が公開しているいじめの重大事態調査報告書の再発防止策・提言等の中に、いじめの重大事態調査報告書の再発防止策・提言に加えている地方公共団体の数を示されたい。

二 いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援について、いじめの重大事態調査報告書の再発防止策・提言に加えている地方公共団体の数を示されたい。

三 当該ガイドラインの改訂について、政府は地方公共団体等に対し周知していると承知している。しかし、当該ガイドラインにおいては、いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援に係る説明が不十分であるため、その必要性が十分に伝わっていない可能性がある。いじめを行つた児童生徒への対応として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援の充実を図るよう、改めて地方公共団体等に周知する必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による適切な支援を行うこと」「いじめを行つた児童生徒に対するアセスメントや指導及び支援を行っている。当たっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用に加えて、外部の専門機関を活用することも有効」と記載されている。以上を踏まえ、以下質問する。

一 当該ガイドライン記載のとおり、政府において、いじめを行つた児童生徒等に対して、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による適切な支援を行うことが必要とする理由を示されたい。

二 いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援について、いじめの重大事態調査報告書の再発防止策・提言に加えている地方公共団体の数を示されたい。

三 当該ガイドラインの改訂について、政府は地方公共団体等に対し周知していると承知している。しかし、当該ガイドラインにおいては、いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援に係る説明が不十分であるため、その必要性が十分に伝わっていない可能性がある。いじめを行つた児童生徒への対応として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援の充実を図るよう、改めて地方公共団体等に周知する必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十一月二十一日

参議院議長

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議員石垣のりこ君提出いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[について]

参議院議員石垣のりこ君提出いじめを行つた児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問に対する答弁書

いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十三条第三項において、学校は、「いじめがあつた」とが確認された場合は、「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、・・・・・いじめを行つた児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う」ととされていること等を踏まえ、「いじめを行つた児童等」に對して、個別具体的な事案に応じて、「児童等」の心理に関する支援に従事する」ととされているスクールカウンセラー、「児童等」の福祉に関する支援に従事することとされているスクールソーシャルワーカー等による適切な支援が行われる必要がある場合があるものと考えている。

お尋ねの「再発防止策・提言に加えている地方公共団体の数」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、全ての「いじめの重大事態調査報告書」の内容を網羅的に把握しているわけではないため、お答えするには困難である。

[について]

御指摘の「必要性が十分に伝わっていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、御指摘の「ガイドライン」の内容について、各都道府県教育委員会等に対し、各種会議等の機会を通じて周知を図つてい

るほか、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)(令和五年二月七日付け四文科初第二千百二十一号文部科学省初等中等教育局長通知)を発出し、「加害児童生徒への指導・支援」として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した対応を行うよう求めていたところであり、今後ともしっかりと周知に努めてまいります。

いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十三条第三項において、学校は、「いじめがあつた」とが確認された場合は、「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、・・・・・いじめを行つた児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う」ととされていること等を踏まえ、「いじめを行つた児童等」に對して、個別具体的な事案に応じて、「児童等」の心理に関する支援に従事する」ととされているスクールカウンセ

ラー、「児童等」の福祉に関する支援に従事するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、・・・・・いじめを行つた児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う」ととされている

特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十一月十二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一 殿

特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

内閣官房が公表した「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&A(「〇二五年八月二十九日更新」)では、「Q6：「特定利用空港・港湾」となることや、有事において、攻撃目標となるのではないか？」に対して、「A6：自衛隊・海上保安庁は、これまで民間の空港・港湾を利用してきました。今回、異なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設

けることになりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。」としている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 ジュネーブ諸条約第一追加議定書第五十二条(以降「当該条文」という。)に規定する「用途」の解釈について、米国国防総省が二〇二三年七月に更新した Law of War Manualによれば、民間空港の滑走路は、軍用の航空基地が使用不能になつた場合に直ちに軍事利用に供され得ぬ」とから、軍事目標となり得ぬとわれてこゆるところに限る。そのため、軍事目標に該当するか否かについては、特定利用空港・港湾におけるか否かによって形式的に決まるものに限る。そのため、軍事目標に該当するか否かについて個別具体的に判断する必要があり、一概にお答えできないものと認識しております。」と答弁した。

実際に武力紛争が生じた場合において、その時々の状況に照らして個別具体的に判断した結果、自衛隊が利用する特定利用空港・港湾は当該条文に規定する軍事目標に該当し得るか、政府の見解を示されたい。

二 二〇二五年度自衛隊統合演習(実動演習)について、九州防衛局が鹿児島県に提供した資料によれば、「航空自衛隊の航空部隊等が四国沖で実施される統合防空ミサイル防衛訓練(侵攻する航空機等への対処)及び統合対艦攻撃訓練(侵攻する艦艇等への対処)」に参加し、それぞれの対処要領について演練します。その際、航空自衛隊の基地が使用できない状態を想定し、鹿児島空港、奄美空港及び徳之島空港に一時的に退避・着陸し、燃料補給を実施します。」「海上自衛隊の航空機が、母基地の鹿屋航空基地が使

また、政府の見解は前述の米国の見解と同様か示されたい。同様でない場合、相違点を示されたい。

一 政府は二〇二五年四月四日の衆議院国土交通委員会において、「ジュネーブ諸条約第一追加議定書第五十二条には、実際に武力紛争が生じた場合において、「攻撃は、厳格に軍事目標に該するものに限定する。軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。」と定めております。そのため、軍事目標に該当するか否かについては、特定利用空港・港湾であるか否かによって形式的に決まるものに限る。そのため、軍事目標に該当するか否かについて個別具体的に判断する必要があり、一概にお答えできないものと認識しております。」と答弁した。

実際に武力紛争が生じた場合において、その時々の状況に照らして個別具体的に判断した結果、自衛隊が利用する特定利用空港・港湾は当該条文に規定する軍事目標に該当し得るか、政府の見解を示されたい。

三 二〇二五年度自衛隊統合演習(実動演習)について、九州防衛局が鹿児島県に提供した資料によれば、「航空自衛隊の航空部隊等が四国沖で実施される統合防空ミサイル防衛訓練(侵攻する航空機等への対処)及び統合対艦攻撃訓練(侵攻する艦艇等への対処)」に参加し、それぞれの対処要領について演練します。その際、航空自衛隊の基地が使用できない状態を想定し、鹿児島空港、奄美空港及び徳之島空港に一時的に退避・着陸し、燃料補給を実施します。」「海上自衛隊の航空機が、母基地の鹿屋航空基地が使用不可能になつた状況を想定し、訓練期間中の

一時的な拠点として、鹿児島空港で弾薬搭載等を実施します。」として、自衛隊の基地が「使用できない事態」や「使用不可能になつた状況」において、自衛隊が特定利用空港を利用することが明記されている。

このような状況において、自衛隊が利用する特定利用空港・港湾は、当該条文に規定する軍事目標になり得ると思料するが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対する質問に対する答弁書

一の前段、二及び三について

一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条

約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成十六年条約第十二号)第五十二条2において、「軍事目標は、物につきては、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る」と規定されており、何が同条

2に規定される軍事目標に当たるのかについて

は、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものである。したがつて、お尋ねの「民間空港」

及び「自衛隊が利用する特定利用空港・港湾」が「軍事目標」に当たるのかを一概にお答えすることは困難である。

一の中段及び後段について

政府として、お尋ねの「米国の見解」を有権的に解釈し得る立場にはないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三二において必要な指示をすることができる場合、想定している指示の内容を示されたい。また、普通地方公共団体が管理している空港・港湾について、自衛隊及び米軍の優先的な利用を確保する旨の指示を想定しているか示されたい。

右質問する。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する質問に対する答弁書

等への対応については、これは法律で必要な規定が設けられておりまして、本改正案に基づく関与を行使することは想定されていないものと承知しているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第一条は、「武力攻撃事態等」について、「武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう」と規定している。前記答弁における「事態対処法等で定められている武力攻撃事態等」には、存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する質問に対する答弁書

参議院議員福島みづほ君提出存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する答弁書

百五十二条の二十六の五第一項は、「各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国

民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な

影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その

担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確

かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると

認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命

等の保護の措置に関し必要な指示をすることがで

きる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な

限度において、普通地方公共団体に対し、当該普

通地方公共団体の事務の処理について当該生命等

の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するた

め講すべき措置に關し、必要な指示をすることが

できる。」と規定している。

政府は令和六年五月二十三日の衆議院総務委員

会において、「本改正案は、答申を踏まえまし

て、特定の事態の類型に限定することなく、その

及ぼす被害の程度において大規模な災害、感染症

の蔓延に類する国民の安全に重大な影響を及ぼす

事態における特例を設けるものでございまして、

特定の事態を除外しているものではございません

。事態対処法等で定められている武力攻撃事態

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知しているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する質問に対する答弁書

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知し

ているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二

百五十二条の二十六の五第一項は、「各大臣は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、

又は発生するおそれがある場合において、当該国

民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な

影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その

担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確

かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると

認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命

等の保護の措置に関し必要な指示をすることがで

きる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な

限度において、普通地方公共団体に対し、当該普

通地方公共団体の事務の処理について当該生命等

の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するた

め講すべき措置に關し、必要な指示をすることが

できる。」と規定している。

政府は令和六年五月二十三日の衆議院総務委員

会において、「本改正案は、答申を踏まえまし

て、特定の事態の類型に限定することなく、その

及ぼす被害の程度において大規模な災害、感染症

の蔓延に類する国民の安全に重大な影響を及ぼす

事態における特例を設けるものでございまして、

特定の事態を除外しているものではございません

。事態対処法等で定められている武力攻撃事態

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知し

ているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する質問に対する答弁書

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知し

ているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二

百五十二条の二十六の五第一項は、「各大臣は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、

又は発生するおそれがある場合において、当該国

民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な

影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その

担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確

かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると

認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命

等の保護の措置に関し必要な指示をすることがで

きる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な

限度において、普通地方公共団体に対し、当該普

通地方公共団体の事務の処理について当該生命等

の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するた

め講すべき措置に關し、必要な指示をすることが

できる。」と規定している。

政府は令和六年五月二十三日の衆議院総務委員

会において、「本改正案は、答申を踏まえまし

て、特定の事態の類型に限定することなく、その

及ぼす被害の程度において大規模な災害、感染症

の蔓延に類する国民の安全に重大な影響を及ぼす

事態における特例を設けるものでございまして、

特定の事態を除外しているものではございません

。事態対処法等で定められている武力攻撃事態

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知し

ているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する質問に対する答弁書

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知し

ているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二

百五十二条の二十六の五第一項は、「各大臣は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、

又は発生するおそれがある場合において、当該国

民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な

影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その

担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確

かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると

認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命

等の保護の措置に関し必要な指示をすることがで

きる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な

限度において、普通地方公共団体に対し、当該普

通地方公共団体の事務の処理について当該生命等

の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するた

め講るべき措置に關し、必要な指示をすることが

できる。」と規定している。

政府は令和六年五月二十三日の衆議院総務委員

会において、「本改正案は、答申を踏まえまし

て、特定の事態の類型に限定することなく、その

及ぼす被害の程度において大規模な災害、感染症

の蔓延に類する国民の安全に重大な影響を及ぼす

事態における特例を設けるものでございまして、

特定の事態を除外しているものではございません

。事態対処法等で定められている武力攻撃事態

等への対応については、これは法律で必要な規定

が設けられておりまして、本改正案に基づく関与

を行使することは想定されていないものと承知し

ているところでございます。」と答弁している。

以上を踏まえて、以下質問する。

D P(二〇二二年度実績見込み。約五百六十兆円)の二%(十一兆円程度)に達するよう所要の措置を講ずる」としている。このうち、「防衛力整備計画対象経費については、二〇二七年度において八・九兆円程度」、補完する取組の経費については、「S A C O 関係経費・米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に関する経費は〇・二兆円程度、関係省庁所管分は海上保安庁予算や P K O 関連経費などを念頭において〇・九兆円程度」と見込んでいる。また、「総合的な防衛体制を強化するための取組(研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、わが国と同志国の抑止力向上などのた

特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十一月二二日

福島みづほ

参議院議長 関口 昌一殿

特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問主意書

令和六年版防衛白書によれば、政府は、「二〇二七年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を進め、そのところ算く進歩的

法律第七十九号)、重要な影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)その他の関係法令に基づき対応が行われるものであり、これらの事態において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の五第一項の規定に基づく指示を行うことは想定しない。

めの国際協力)に関する経費については、「一兆円程度」と見込んでいる。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 特定利用空港・港湾に係る経費について、
総合的な防衛体制を強化するための取組のうち、
公共インフラ整備に関する経費に含まれ
る、防衛力整備計画対象経費には含まれないか示さ
れたい。

海上保安庁、内閣衛星センターなどの安全保
關連組織、防衛駐在官人件費などの自衛隊關係
経費、基地交付金などの在日米軍の駐留に関する
経費など)を念頭に置いて試算したとされて
いる。このうち、「弾薬の処分等関連経費な
ど」、「国連PKO分担金など」、「海上保安庁、
内閣衛星センターなど」、「防衛駐在官人件費な
ど」、「その他」といふ二、三の項目が、(同上)

「一兆円のうち研究開発、公共インフラが大宗を占めることになる」というふうに考えておりまして、「と答弁したところ、それ以上の詳細については、現時点で確たることを申し上げることは困難である。」について

参議院議長 内閣總理大臣 高市早苗
參議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・津
湾に係る経費等に関する質問に対し、別紙答
書を送付する。

参議院議員福島みづほ君提出特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問に対する

お尋ねの「特定利用空港・港湾に係る経費」の具体的な意味する範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「特定利用空港・港湾」の整備に係る経費については、「公共インフラ整備」に関する

お尋ねの「積算をせず全体額のみ先行して決定した場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年六月六日の参議院外交防衛委員会において、政府参考人が

五億円を、令和七年度予算において約三千六百四十九億円をそれぞれ計上している。

御指摘の「公共インフラ整備」については、一
で御指摘の「特定利用空港・港湾」及びこれらと
自衛隊の駐屯地等とのアクセス向上に向けた道
路ネットワークの整備に係る事業について、令
和五年度予算において零円を、令和六年度予算
において約三百七十億円を、令和七年度予算に
おいて約九百六十八億円をそれぞれ計上してい
る。

御指摘の「サイバー安全保障」については、令和七年版防衛白書において「政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」としているところ、これに関連する事業について、令和五年度予算において零円を、令和六年度予算において約百二十五億円を、令和七年度予算において約百九十一億円をそれぞれ計上している。

御指摘の「わが国と同志国の抑止力向上などのための国際協力」については、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することに

より、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出並びに国際的な平和と安全の維持及び強化に寄与することを目的として、軍等が被ひ者となる資機材供与やインフラ整備等を行う事業について、令和五年度予算において約二十億円を、令和六年度予算において約五十億円を、令和七年度予算において約八十一億円をそれぞれ計上している。

四について

お尋ねについては、お尋ねの「特定利用空港・港湾」は、必要に応じて関係者と調整した上で追加することとしており、現時点で確定することを申し上げることは困難である。

五について

お尋ねの「積算をせず全体額のみ先行して決定した場合の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年版防衛白書において「歴代の政権で、これまでNATO定義を参考にしつつ、安全保障に関する経費として仮に試算してきた際の項目をベースに、例えば、恩給費、弾薬の処分等関連経費などの旧軍人・軍属等や旧軍兵器に関するもの、国連PKO分担金などPKO関係経費、海上保安庁、内閣衛星センターなどの安全保障関連組織、防衛駐在官人件費などの自衛隊関係経費、基地交付金などの在日米軍の駐留に関する経費などを念頭に置いた試算」であるとしているところ、それ以上の詳細については、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

六について

お尋ねの「弾薬の処分等関連経費など」については戦没者の遺骨収集に係る経費が、「国連PKO分担金など」については国際平和協力本部に係る経費が、「海上保安庁、内閣衛星センターナーなど」については内閣官房国家安全保障局

質問主意書及び答弁書

場における火葬料金が無料又は一万円(管内住民の場合)であることと比較しても著しく高額であり、区民の負担は極めて重くなっている。

小池百合子東京都知事は「〇二五年第三回都議会定例会において、「都内に多く存在する民間火葬場の火葬料金などの指導を適切に行えますように、区と連携しまして、法改正等を国に要望いたします。」と答弁しており、政府の対応が求められ

の管理者から必要な報告を求めることができる。」とし、第十九条では、「都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、・・・火葬場の施設の整備改善、・・・使用的の制限若しくは禁止を命じ、・・・許可を取り消すことができる。」としている。

京特別区においては区長の判断で同法第十八条及び第十九条に基づく措置を講ずることがで
きると理解してよいか示されたい。

定はない。「火葬場の經營・管理について」(一)〇二二年十一月二十四日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課通知によれば、株式会社により經營されている火葬場において火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道がさ

都道府県知事等に對し、「適正な火葬場の經營・管理について指導監督の徹底を改めてお願ひいたします。」と対応を求めている。

東京一十三区における許可権者である区長が、火葬料金に関して区として独自に条例を定め事業者への「指導監督の徹底」を行うことについては、法律上妨げられない」と理解してよいか

六 墓地埋葬法上、東京二十三区における火葬場の経営の許可、火葬場の管理者からの報告徵収、火葬場の施設の整備改善や使用の制限・禁示されたい。

止の命令等は、区長が行う自治事務であるが、特別区が東京都と協議し当該事務を委託する旨の規約を定めれば、墓地埋葬法上の権限を東京都知事が行使することも可能になると理解してよいか示されたい。

七 小池東京都知事は二〇一五年第三回都議会定例会の所信表明において、「料金を含む火葬場の経営管理に対する指導が適切に行えますよう、法の見直しを国に求めていく」と述べている。同所信表明以降、東京都や特別区長会から国に対して寄せられた火葬場や火葬料金等に関する要望や問合せの内容を示されたい。また、その要望等に対する政府の回答を具体的に示されたい。

八 火葬場の経営主体が葬儀など火葬場以外の事業を行っている場合、火葬場に関する事業と他の事業の会計を区分することにより、火葬場経営に関する収支の透明性・非営利性を確保することが必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山添拓君提出東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山添拓君提出東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねについては、「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」(令和七年十月三十一日付け健生衛発一〇三第一二号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「指導監督通知」という。)において、「火葬場の経営が利益追求の手段となつて、利用者が犠牲になるようなことがあつてはならず、誰もが火葬場を利用できる必要がある」と示しているとおりである。

二について

御指摘の「火葬を行うことによる『受益者』」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「火葬」は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第一条に規定するとおり、「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われる」必要があるものであり、また、一について述べたとおり、指導監督通知において、「火葬場の經營が利益追求の手段となつて、利用者が犠牲になるようなことがあつてはならず、誰もが火葬場を利用する必要がある」と示しているところである。

三について

御指摘の「現行法」とは、「墓地埋葬法を指す」

ものであるが、「現行法の運用で可能」との発言は、お尋ねのように「同法のいづれの条文に基づく、どのような権限行使によって指導等ができるかについて具体的に念頭に置いたものではなく、火葬場を誰もが利用することができるよう、例えば、火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めることや、火葬料金の額が火葬場の経営及び管理に係る費用に比して明らかに高額な場合に一定の指導を行うことは、現行法令に反するものではないとの趣旨のものである。

四について
御指摘の「火葬料金が法外に高い場合」の状況等は様々であると考えられ、お尋ねに一概にお答えすることは困難である。

五について
お尋ねについては、「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」(令和七年十月三十一日付け健生衛発一〇三第一二号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「指導監督通知」という。)において、「火葬場の経営が利益追求の手段となつて、利用者が犠牲になるようなことがあつてはならず、誰もが火葬場を利用できる必要がある」と示しているとおりである。

六について
お尋ねについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定による「事務の委託」として可能である。

七について
御指摘の「要望や問合せ」の具体的に指示する範囲が必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省において、東京都から、御指摘の「所信表明」に関する情報の提供は受けているところ、これに対する特段の「回答」は行つていな

い。

八について
お尋ねについては、指導監督通知において、火葬場の財務状況の把握に關し、「火葬場經營以外の事業を行つてゐる場合には、火葬場の経理・会計が当該他の事業と区分されており、火葬場の経営・管理に必要な費用の範囲内で運営されていることについて、財務関係書類等により確認できるようになつてゐること」と示しているとおりである。

[参照]

十一月二十七日議長において、左のとおり議席を変更した。

六九 平山佐知子君
七二 ながえ孝子君
七四 清水 真人君
七五 福山 守君
七六 寺田 静君
七七 齋藤健一郎君
七八 友納 理緒君
七九 神谷 政幸君
八〇 梶原 大介君
八一 脇 雅昭君
八二 宮本 和宏君
八三 いんどう周作君
八四 かまやち敏君
八五 見坂 茂範君
八六 越智 俊之君
八七 東野 秀樹君
八八 小林孝一郎君
八九 鈴木 大地君
九〇 出川 桃子君

令和8年1月13日 火曜日 発行

官 報 (号外国会会議録)

令和七年十一月二十八日 参議院会議録第五号